

内村義城著

明治
社會

壯士の運動 完

大阪

翔雲堂發兌



No. 9501

明治社會壯士の運動

○目録

第七章	首論
第二章	國會論の由來
第三章	民權論の張揚
第四章	集會及び言論の効用
第五章	政黨の樹立
第六章	志士の境遇



○第一章 首論

世の中は三日見ぬ間に櫻の春^さサテも多忙なる哉造物世界四時變化の
景状や而して這は是れ獨り造物世界の事のみにはあらず我が人間世
界に於ける氣運變遷は景状も亦當に此の如くなる者あるべし看よや
其氣運變遷の狀勢たる今や恰も風雨針の亂高下するが如く頻りに搖^ゆ
動^{うご}わたりつゝ、何時那邊に向つて倏忽に此の「三日見ぬ間の櫻の春^さ」の快
活舞臺を築き出さんかとするの傾向あるとを而して時俗若し其事の
真相に疑ひを懐けるならば宜しく往て近日政海の風潮に只からぬ色
相あるを察せよ即ち進んで現今の政事社會に立てる我が壯士諸子の
活潑なる運動を觀よ吾人請ふ汝が爲めに其論綱を立て、汝が凝塊せ

る懷疑の心を切解かなん曰く英韓は東に撰まんとせり露鷲は南に搏
んとせり而して伯林の怪獸は亦將に爪牙を張つて其間を窺はんとす
とは是れ我日本帝國の外より迫れる患へからずや曰く經濟の道と腐
敗したり人民の窮困の殆んど極度にまで達したり而して一國の元氣
と將に全く萎靡に歸せんとすといはれ我が日本帝國の内より發せる
憂へならずや夫れ然り而して此の内憂外患の衝に立つて或ひは回瀾
の牆壁となり或ひは支厦の柱本となり或ひは改革の健兒となり又其
先鋒となり所謂る毫釐一髮死生の間ふ出入して自から國家の重事を
擔はんと誓ふ者は是れ我が壯士諸子の任とする所あり夫れ然り是を
以て此等壯士が一舉一動は悉く世人の注目を惹て其をして容易に氣
運變遷の真相を窺ひ知らしむるを爲す乃ち之を喻へんに壯士の政
治社會に立てるや猶ほ高嶺の櫻花の如し其發くや爛熳として人必ら

ず之を觀る嗚呼之を觀る櫻花や世の壯士の上は喻へられなば之に喻
へし壯士や亦必らず其散ると云ふとを惜まざるべし

さきかけて散てふものゝ武士の道にみぢへる花ふぞありける

色香おば芳野の奥にと、めかきて惜まらずに散るやまさくら哉

這は是れ維新改革の時代に在て盛んに其壯士の社會に流行せし歌な
るが寔や此歌の心の則ち維新壯士の精神にして則ち其關東武斷の政
府を顛覆して神武創業の初政に復古せしめ七百年因襲の封建社會を
破壊して百代不易の郡縣社會を建設せしめ五畿八道八十餘州を囊括
して一の所謂る中央集權政府の統轄に歸せしめたるは皆な是れ其惜
まずに散ると云ふ精神の率ゐる所ありき嗚呼夫れ其惜まずに散ると
云ふの精神貴ぶべきかあ重んずべきかな而して此の精神是れ前に喻
へし如く明治壯士の精神ならば其今日の時に於て第二維新の改革を

成就せんことと亦甚だ難き事にとわらざるべし嗚呼改革乎改革乎我
 れ汝が其親愛すべき壯士に依て成就せられんとを望むなり客に傍の
 らより賛する者あり曰く妙々子が論の誠に妙あり而して世或ひと子
 が論を難する者わつて曰ん維新の改革は暗黒時代の改革なり今時代
 の改革の法と爲すべからず而して其壯士の精神は亦野蠻社會の精神
 あり現社會の壯士の師と爲すべからず何となれば彼の改革の兵戰に
 因つて成就せられたればあり彼の壯士は腕力を用ゐて事に従ふたれ
 をあり夫れ腕力兵戰の事の文明社會より驅逐せられたるや其跡既又
 遠し今や我邦の如き之を全然たる文明の社會ありとは稱すべうらざ
 るも亦以て之を暗黒野蠻の社會と呼ぶべからざるは亦既に明かある
 事實あり故に今日に在て其改革を談じ壯士を導く者は宜しく今時代
 と現社會とに相當せるの方法手段を用ひて以て爲さるべからず然

るに今日の改革者と稱するの人之を是れ説して徒らに彼の厭惡す
 べし兵革の事を言ふ豈亦感へるの甚しき者ならずやト僕是等の論者
 に接する毎に常に排斥して曰く嗚呼誤れる哉世上陳腐の論や抑々今
 日此腕力競争の世界に立ち他の盛んある武威兵權を備ふる者に拮抗
 し優勝劣敗の命運を決定せんと企謀する者は只是れ腕力の一手段に
 依頼すべきのみ看よ彼れ維新の壯士が幕府を顛覆し封建を破壊し中
 央集權政府を組織したるの偉勳大功の成績を彼の壯士の誠に能く腕
 力を用ひて其冀望を遂げたるあり即ち誠に能く兵刃を提げ彈丸を飛
 ばして其目的を達したるあり而して此例や特り我が維新の事に照し
 て然るのみならず泰西文明諸國の志士仁人が一國の民命を重んじ社
 會の弊事を攘はんと企謀するに方りて未だ必らずしも腕力の手段
 に依頼せずんばわらざるなり故に合衆國オハヨ州は憲法には若し政

府法を破つて人民を害するとあらば國民の政府を改め或は之を廢するの權利あるを明定せりプルメンチユリ曰く國法なる者の唯ホルクの外貌の規律あるのみ若し國法不是の爲め國家將に危亂に趨らんとしホルクの生力痿痺せんとし或は天下の公利公益將に亡滅せんとするに至らばホルクなる者の強盛活潑の威力を發し不得已の權利を施行し以て切要の變革を遂げざるを得ず所謂る不得已事の敢て示命を知らずとい即ち是の謂なりトニールも亦曾て論じて曰く不得已の事は敢て示命を知らずと云ふの語を非とせるの論者の最も厭惡すべし希臘人嘗て土耳其の制御を受けて其暴虐に苦み婦女遂に其節を全ふすると能はざるに至りしが如く常に苛酷殘虐の政令を受けて恣に殺戮せられ百方すれども遜る、道無きときは是れ實に不得已の時と云べければ國民は斷然顛覆傾倒を企て以て此災厄を免れんと謀る

と大いに正理に合すと云ふべし若し此時に及んでも仍に顛覆傾倒を不義とする者は眞に悪人なりと果して然らば人民が已むを得ずして國家の改革を行ふに腕力の手段に依頼すべきは決して時代の古今社會の文野を問ふに及ばざるなりト吾人は客の此言を聴き愕然として驚き悚然として懼れ既にして喟然として歎じて曰く嗚呼客は是れ亂徒の將た狂人か何ぞ其言の詭激にして其事の妄暴なるや吾人の決して客の贊稱を受けざるべし抑々吾人が前に所謂る明治の壯士の師とすべき惜まらずに散るの精神といふ只夫れ其精神の偏へに正理を戴き公道を履み進んで死の榮有つて退ひて生の恥無しと云ふ者はあり而して其改革とは正理の議公道の論に藉つて以て之を成就せしむべからざるのみ只夫れ正理あり故に邪法之に克つことを得ず公道あり故に逆

八
賊之ヲ敵することを得ず是を以て其功績の實に彼が如き者ありしや
り然れども客仍は我が言に信憑を置く能はずんば請ふ之れを當年關
東の主帥が彼の壯士社會より建策せし一言片紙の勸告書に由て其心
先づ死し其氣先づ逝きたるの事實に徴せよ蓋し思ひの半ばに過る者
あらんあり、客更に難じて曰く明治の壯士が帥ゆる所惜まらずみ散る
と云ふの精神の解釋の僕謎んで命を聽けり然れども其正理の議公道
の論が世の改革を成就せりと言論に至つての僕未だ命を得る能はざ
るあり何とされば子が例に引く所丁卯の歲關東の主帥が其軍職を退
き大政を還したるの彼れ自から宇内の大勢を看破して以て已れ獨り
之を斷行したる所なりと聞けるを以てなり然りと雖も遣ひ今更暫且
此に措き敢て子に問ふべし明治の壯士が今日世の改革を行ふの利器
とする所謂る正義公論の活用之手段方法をト吾人は乃ち之に應じて

曰く其活用之手段方法と敢て他ならず只興人の言論なり集會あり
新聞紙なり書籍出版ありト客遂に冷笑して曰く嗚呼迂濶なる哉子が
經綸の術策や子の今擧る所の手段方法を以て其勢力能く他の武威兵
權に贏つに足れりとなすか果して然らば胡爲乎明治の壯士と其企謀
する所の改革の遂行に躊躇するか齊しく是れ正義公論あり而して維
新の際に在ては是に依頼する者彼が如き易速に偉勳を樹て大功を奏
するを得しならば明治の今日に於ても是に依頼する者は亦彼が如
く易速に偉勳大功を博取すべきの理にあらざるや願ふに維新の壯士の
精神の強にして明治の壯士の精神の弱又維新の壯士の精神は勇にし
て明治の壯士の精神の怯夫れ只強勇あり故に所謂る正理公道を活用
するに砲火劍光の器械を以てして遂に彼が如き偉勳を建て大功を成
し天下の爲めに稱せらるゝとを致し又只怯弱なり故に正理公道を驅

使するも文章筆舌の器械を以てして遂に此の如く脚蹟を身踏れ世人の爲めに嗤ひる、とを致せる手僕甚だ其成敗利鈍の分別せらる、理解に苦むありト乃ち復た之に應じて曰く客の論は愈々論じて愈々迷路に入れり吾人請ふ客の爲めに其迷路を開通せん語に曰く人盛んにして天に勝ち天定つて人に勝つト夫れ所謂る天とは天意の公正にして民心の配せらる、所あり人とは人の爲の邪惡にして感情の焰はあり此く語註を下して其意義を解釋すれば人爲の邪惡熾盛なるるときと天心の公正を壓倒して之に勝つとを得るものなり然れども邪の正に敵せざるの先天の通理なれば假令暫且と其之の勝つるの姿を見はすとも時來れを復た天は人を征服して我が公正を張揚すべきあり夫れ然り然れども其人が天に勝つて情焰を熾んにするの時間又天が人に勝つて公正を全ふるの時期と共に未だ一定不動の天律を見出さざれば

其成敗利鈍の遲速緩急は一に之を氣運の順熟と民心の趨向とに就て判定せざるべからず則ち客の難する所維新壯士の大事を成就せしは易速にして明治壯士の改革を遂行するの遲鈍ありと言ふ者は共に是れ此の理の離合聚散に外あらざるあり即ち維新の壯士の當時能く民心の趨向する所を觀て之に應じ氣運の順熟する所を察して之に乗じたり此を以て其運動を爲すは彼が如く至つて易くして其成功を奏するの亦彼が如く至つて速かありし所謂る氣運との當時の大勢にして民心の趨向と興論の方針あり故に今維新の際の事に就て言はんに當時其興論の何様かたがたに張揚したるを觀るとも大勢にして未だ乗すべきの機會來らず設令大勢は何様に動搖するを察するとも興論にして猶ほ強剛ある力を貸さずんば争いに維新の壯士が三面六臂を具へし天神の働きありとするも豈なほ夫單身獨歩にして夫の國難を戡ち大事を定

十二
ひるとい得能いざりしならん否を其國難ふ哉ち大事を定むるとの得能いざりしのみならず當時の暴官醜吏の爲めに却つて尋常群盜草賊と看做れ早く既に骨原原頭の鬼と化したるからん是に由て之を観ると元は其輿論れ力と大勢の機と両つながら之を得て大事に従ふときい易速ふ能く美功を奏し美績を擧らるべきも若し夫れ否らずして其兩つの物の内或ひは此れを得るも未だ彼れを得ず彼れ有るも猶ほ此れ無きときい其事を爲すや常に危険に涉つて覆敗多く其功い難溢にして寧ろ期す可からざる者なることを知るならん熟々方今社會の形勢を觀察するに輿論は既に發揚せられたりと雖も未だ之に因て以て大事を決定すべきの強剛力を有せざるなり大勢之既に動搖せられたりと雖も未だ之に因て改革を遂行すべきの運の來らざるなり果して然らば志士が此世に處して其大冀望を満足し大目的を遂達せんと勉む

る豈誠に危険難澁の事と言はざるべきんや抑々輿論とい國民多數の意志の表發せしものにして大勢とて天地自然の積數あり即ち夫の道の消長し物の生死し國家の治亂興廢し人事の泰否存亡する所以んのものなり夫れ數十百世因襲する古物舊格を破つて社會をして日新更始の運に向いしめ幾百千年浸染する惡風汚俗を洗つて人民をして文明開化の門に入らしむる者い是れ時勢の改進あり若し夫れ之を抑ゆれば則ち揚り之を壓すれば則ち張り奮騰奔飛決裂滅潰一射千里に鮮血を流し白日九衢に煙雨を降らし當る者い皆碎け觸る者は皆壞れ帝王も之に因て其軀を喪ひ貴族豪家も之に因て其子孫を絶し秩序爲めに紊亂し社稷爲めに亡滅して遺す所を知らざるに至る者は是れ時勢の變動なり頼襄と天下の善論士なり其勢を論ずるの言に曰く天下の分合治亂安危する所以んの者と勢なり勢ある者は漸を以て而して變じ

漸を以て而して成る人力の能く爲す所に非ず而して其將に變せん
 として未だ成らざるに及んで因て而して之れを制爲するの則ち人に
 在り人勢に違ふ能はず而して勢も亦或ひは人に由て而して成る事も
 諉して是れ勢なりと曰ふ面して肯て之が謀を爲す之れが謀を爲て而
 して其勢に因らざるの皆勢を知らざる者なりト又曰く勢の天下に於
 ける其れ猶ほ水の如き歟水の趨つて而して流れを成す遇ひ可からざ
 るあり而して其趨く所に因て而して之を利導す汨々然として而して
 來り爲す可からざるを患へず水の東せんと欲するに當り而して之を
 西し其西せんと欲するに當り而して之を東す皆勢の爲す可からざる
 者なり水の欲する所に従ふ矣而して少く之を裁制せざるときは則ち
 東抵西觸して其奔注激盪する所皆以て潰決の患を致すに足る故に能
 く水を治る者も其勢に因て而して專ら其勢を恃まずト是れ固とに

の性を辨する者あり然れども勢を論ずる者之の功能も其用也

知らざる可からず矣をか勢の順逆と言ふや則ち頼翁の所謂る之を利
 導して汨々然として來り爲す可からざるを患へざる者の如きと是其
 順ある者にして其東抵西觸して其奔注激盪する所皆以て潰決の患を
 致すに足る者の如きは是れ其逆なる者あり而して其順ある者と吾人
 が所謂る時勢の改進なり其逆ある者は亦吾人が所謂る時勢の變動な
 り則ち其改進なる者は社會の最も貴重すべき所にして其變動なる者
 は社會の最も惡忌すべき所あり故に世の明眼なる政治家達識たる改
 革家は其勢に處するに常に其改進ある者を探んで其變動ある者を探
 らざるなり然れども此に一個の國家ありと假定し而して其人民の皆
 な勢の改遂を擇んで之に順へんと冀望するに其政府は却つて之を抑
 壓して其流れを遏めんとする如きあらば如何る是れ亦頼翁の所謂る

水の東せんと欲するに當つて而して之を西し其西せんと欲するに當つて而して之を東する者よして人民の之に逆ふ者果して何の道に由るべし歟往者井伊掃部頭が幕府の元老として天下の政權を執れるや輿論の曰く攘夷と而して掃部頭の擅まに外國と通商條約を立たり輿論の又曰く王室を尊ぶと而して掃部頭は又皇族公卿諸々正義の士を放竄斬殺したり輿論之又曰く勤王と而して掃部頭の又皇位の廢立を謀りたり是に於てか輿論は遂に激動して起つて幕府を顛覆し王政を復古するの勢を變成したり加之ならず之を支那及び泰西の歴史に徴するに陳吳二子の秦に於けるコロンウェールの查理斯王に於ける佛蘭西革命人民の路易家に於ける是れ豈其殷鑑と爲すべき者ならざらんや吾人の信ず其人民の必らず起つて勢の變動を生ずべき事を然れども此假定の一段は是れ吾人が一己の空設妄想に過ぎずして敢て

之を以て吾人が前へ陳べたる輿論の發端大勢の動搖云云に應せしめんと企謀せしむのあらざるなれば此書を読む者の幸ひも妙なる感念を起す勿れ之を要するに吾人が本論の趣意たる維新の壯士は能く輿論の力と大勢の運とに因て彼の驚天動地の偉勳大功を咄嗟の間に奏したるも明治の壯士は未だ十分ある輿論の援けと大勢の助けとを得ざれば之に依て易速も其大冀望大目的を遂達すると能はずと云ふ事を明らかにするに在るなり吾人の上來の論明を以て客の迷誤を破覺したりと信ず故に以下猶ほ數言を臚列して我親愛する明治の壯士諸子に呈し深く諸子が心お期することを禱るあり曰く凡そ事は失望するよ由て憤れ功と落膽するに由て滅す嗚呼明治の壯士よ失望する勿れ落膽する勿れ争に輿論は未だ剛強なる力を假さざるも失望する勿れ氣運の既に諸子を導ひて數歩の先きに立てり争に大勢の未だ順熟せ

さるも落膽する勿れ機會の諸子と待て隠微の間に在り嗚呼善き哉明治の壯士よ子等の善く子等が望みを子等が腦裏に持し善く子等が膽を子等が胸間に養ひ正理以て戈と爲し公道以て干となし勇往銳進死の榮有て生の恥無きの覺悟あらば庶幾くの彼岸に到つて子等が平生に執着愛戀せし嬋妍たる處女否な其熱中せし赫奕たる萬丈の光輝を仰ぎ見るとを得んあり前輩曰く世運に先ち習慣に抗し時論を破りて別に一新路を開き時人の未だ曾て見聞せざる新主義を執て通行せんと欲せば障礙百出讐敵四に起り身を環るの事物悉く我に觸る、者にあらざるは無く艱難を冒し危険を踏み千辛萬苦續ぐみ死を以てし自から信せるの道と共に斃るゝにあらざれば安んを無上の勢力有る習慣時論を擊破して一頭地を出すと得んや古來幾多の英雄豪傑が新主義を抱て當時の習慣に抗したる事迹を見よ生死の間殆んど髪を容れ

ざるの中に於て其主義を固執するを得たるはあらざるは無し一者々々明治の壯士よ奮て辛苦を嘗め艱難を冒すべし進め々々明治の壯士よ進んで子等が光を見るの彼岸に到れよ吾人今ま自から其地位を冒瀆して子等が爲めに子等が前輩壯士の實歴の次第を左に論述して以て子等が運動の基礎を築らん

○第二章 國會論の起源

維新の壯士の關東武斷の政府を顛覆して神武創業の初政に復古せしめたり七百年因襲の封建社會を破壊して百代不易の郡縣社會を建設せしめたり五畿八道八十餘州を驅つて所謂の中央集權の政府を組織せしめたり明治の壯士の將ふ何等の事を興さんとするか何様の業を營まんとするか明治の壯士の政治の改革を斷行せんと欲する者なりといはれ首論冒頭に掲げたる文字の大要なり即ち明治の壯士は所謂

る有司專制の政治を改革して君民立憲の政治を施さんと冀ふあり
 所謂る中央集權の政治を改革して地方分權の政治を行はんと望む
 あり何故に明治の壯士は政治の改革を遂行せんと欲するか曰く天地
 の公道之を教へてなり社會の眞理之を導ひてなり忝く惟るに我が
 明治の 聖上は其御即位の初めに於て既に此事を勅定し置せ給ひた
 り否か天地神明に對して御誓ひ立て在らせられたり其御誓ひの五ヶ
 條に曰く

- 一 廣く會議を興し萬機公論に決す可し
- 一 上下心を一にし盛に經綸を行ふ可し
- 一 官武一途庶民に至るまで各々其志を遂げ人心をして倦まざらし
 めんことを要す
- 一 舊來の陋習を破り天地の公道に基く可し

一 智識を世界に求め大なる皇基を振起す可し

ト又御宸翰の畧に曰く

近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時ふ當り獨り我國のみ
 世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の效を謀らず朕徒らに九重の
 中に安居し一日の安さを偷み百年の憂を忘るゝときは遂に各國の
 凌侮を受け上は列聖を辱め奉り下の億兆を苦めんとを恐る故に朕
 爰に百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼延し一身の艱難辛苦
 を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を開
 拓し國威を四方に宣布し天下を富嶽の安さに置んとを欲す汝億兆
 能々朕が志を體認し相率て私見を去り公議を執り朕が業を助けて
 神州を保全し列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん
 ト嗚呼盛んある哉 聖上の御志感佩し奉るべき哉 聖上の德音吾輩

日本人民何人か之に對して靖獻の丹衷を效し奉らんとを欲せざるべけんや即ち明治の壯士は此天地の公道に由り此社會の眞理に基き此聖上の御誓詔を體認し奉り以て奮發事に従ふ事を以て志と爲したるなり時に明治六年の秋に當り内閣中に更迭有りて西郷隆盛副島種臣後藤象次郎板垣退助江藤新平の五參議齊しく冠を掛て野を歸る當時世の傳ふる所を以てすれば其原因全く征韓論の異同よりして生ぜし如くされども其重なる原因は猶ほ此外に在て存せしを知るあり即ち其事之翌七年一月副嶋後藤板垣江藤等の諸氏が左院へ建白せし民選議院設立の議を以て一斑を窺ふに足りかん吾人曾て民選議院設立の議の大意ある者を古澤介堂氏に聞けると有りしが仔細有て今之を叙せず板垣後藤副嶋江藤の諸氏に此建白書を左院に呈し同時に又日新眞事誌を發へる新聞紙に登載せしめて之を天下に公けにせられ

て之を携へて鹿兒嶋に赴ひ西郷南洲翁及び桐野利秋氏に示さしめられしに西郷翁は因て林氏にまで答て曰く「御建白の趣は至極御尤の儀と存じ候然れども天下の事は議論のみにては行ゆる可ならざる儀に候へば僕等の考へにては先づ腕力を用ゐて然る後ち此事成る可しと存じ候とありしとす板垣後藤等の諸氏は右民選議院の建白を左院に呈し又豫て相約せし所の趣意に遵ひ愛國公黨なる者を組織し實に左の盟約書を設けられたり曰く

愛國公黨本誓

一天の斯の人民を生ずるや之に付するに一定動かす可あらざるの通義權理を以てす斯の通義權理なる者は天の均く以て人に賜ふ所の者にして人力の以て之を移奪するを得ざる者なり然るに世運の未

だ全く開けざるや人民動もすれば斯の本然の通義權理を保つ能はざる者あり況んや我國數百年來封建武斷の制其民を奴隸にせしの餘弊未だ全く剷除せざるかや苟も是に由て改めざれば我國威の揚り我國人の富を欲すとも豈得可けんや我輩一片至誠愛國の心大に此に發憤するあり乃ち同志の士と相誓ひ以て我人民の通義權理を主張し以て其天賜を保全せんと欲す即ち君を愛し國を愛するの道なり

一我輩已に愛君愛國一片至誠の上より發憤し來りて斯の人民の通義權理を主張保全せんと欲す然るに之を爲すの道即ち我 天皇陛下御誓文の旨意を體し造次顛沛徹上徹下唯斯の公論公議を以てし常に盟約の旨意を遵守するに在るのみ

一我輩の斯の政府を視ると斯の人民の爲先設くる所の政府と看做すより他無るべし而して吾黨の目的は唯斯の人民の通義權理を保全主張し以て斯の人民をして自主自由獨立不羈の人民たるを得せしむるに在る而已是れ則ち其君主人民の間融然一体おらしめ以て其禍福緩急を分ち以て我が日本帝國を維持昌盛おらしむるの通あり

一我輩斯の通義權理を主張せんと欲する者の亞細亞州中の首唱にして固より天下の大業なり之を期すると尋常歲月の功を以てするを得ず故に吾黨の士は常に宜く其忍耐力を培養し假令は艱難憂戚百挫千折するも敢て少くも屈撓すると莫く至誠不拔の志我輩終生の力勉焉として唯斯の通義權理を保護主張する者に竭盡し死に之くも他無きを要す可し是より於て遂に調印相誓ふ

と明治の歴史に復古の柱石維新の元勳と稱へられたる後藤板垣等の諸氏が爾しも熱心もて多數人民の幸福の爲め又た後進子弟即ち天下

幾多の壯士の向來國事上の運動に就き當り執るべきの主義進むべきの目的を標示せらるゝ爲めに計畫せられたる此の愛國公黨も其内外より發する意外の障礙の爲めに遂に解體の姿に陥りしこそ遺恨なれ即ち意外の障礙とは高知縣の人武市熊吉武市喜久馬澤田悅彌太等九名が赤坂喰違門の外に於て岩倉右大臣を要撃せんとして傷を負せたる事と江藤新平氏が征韓論を主張して佐賀へ走り亂を起されたる事の事是なり若し此事微つせば愛國公黨は天下の勢を持すると重くして彼の民選議院設立の事も明治八九年の間に在て行われしなるらん此時板垣氏と猶ほ御用滞在にて東京に在れけるが其武市等の事は兎も角も同志たる江藤氏にして輕躁もも大事を憤られしを見て大に憤られ好し々々退助の退助の目の玉の黒き間にと必らず此議院を建つ可しと誓ふれ同年の三月政府に乞ふて高知に歸り乃ち大に縣下の

子弟を鼓舞集合して立志社を設立し左の趣意書を作つて其志を告られたり曰く

世運の上進する人民の奮勵する相視ずんば有る可からず是の二つの者ら必らず相須つて而して後ち成る者あり今我國二千五百有餘年來の大變革に遭際し舊俗日に壞れ新制未だ備とらず實も我輩奮勵勤勉以て天下の元氣を維持振起し相共に我 天皇陛下の尊榮を増益し我日本帝國の福祉を昌盛するを務むるの秋あり故に我輩斯の立志社を建て以て諸君と茲に従事せんと欲す嚮に我輩同志の士敢て自から率先して政府に建言し天下の民會を立んを乞ふ即ち亦此志なり夫れ高知縣の我輩貫屬の地にして我輩の諸君に於る情誼亦特に篤し則ち諸君と相共に勉勵以て此志を達せんと欲す豈亦已むを得ん哉故に委さに我輩同社の志を掲げ以て諸君に告る者如左

夫れ我輩齊く我日本帝國の人民たり則ち三千有餘萬の人民盡く同等にして貴賤尊卑の別無く當に其一定の權利を享受し以て生命を保ち自主を保ち職業を勤め福祚を長じ不羈獨立の人民たる可き事昭々として明白あり是の權利なる者は威權以て之を奪ふを得ず富貴以て之を壓するを得ず蓋し天の以て均く人民に賦與する所の者にして而して斯の權利を保有せんと欲する者亦人民の宜く勤勉すべき所の者あり

人民誠お是の權利を保有せんと欲す先づ自から治めずんば有るべからず蓋し人民其政府に依頼すると過甚あれば則ち其自立の氣風を傷ふ人民其自立の氣風を傷へば則ち天下の元氣隨つて萎靡す歐米人民の獨り宇宙を雄視し而して支那印度等の人民能く彼と匹交し得ざる者職として是れ之に由る是故に我輩誠に勤勉し以て我帝

國の昌盛を致さんとす則ち宜く自から治むるよりして始め以て自かた立つことを務む可し

夫れ天下の元氣存すれば則ち其國強盛而して其人民の福祚斯に長ず然るに天下の元氣と云ふ者ハ乃ち人民各個の元氣相聚るの大なる者ある而已故に其人民氣風ハ強弱盛衰乃ち天下の元氣を消長す然れば則ち我輩一人一個の天下に於る各々其責任を負ふ者なり歐人謂るとあり國は人民反射の光ありと故に一人民の氣風苟も衰ふ則ち天下一人民の元氣を失ふ天下千萬人の元氣を失ひ而して日に益々甚しければ則ち國安んず能く獨り其昌盛富強を致さん乎哉今我國大變革に遭際し世動もすれば智僞詐偽に趨つて耻無き者あり是れ我帝國の蝨賊なり我輩誠に發憤し天下の元氣を振へんと欲す則ち宜しく先づ自かた脩め自から治むるよりして始先而して人民

此權利を保有し以て自主獨立の人民とあり歐米各國自由の人民と
匹交し得るを務めずんば有る可からず

且つ夫れ政府ある者と究竟人民の權利を保全せんが爲めに設立せ
らる、者にして純ら人民の爲めあり故に歐語に政府の官員を指し
て公共の僕と謂ふ然らば則ち人民の國の本あり今我輩其一分に居
る豈亦自から敬し自から尊ばざる可ん哉人惟自から敬尊せず故に
卑屈狡猾猥褻にして無耻に至る人苟も無耻なるときと則ち其能く
萬物に靈たる者幾ばくか有る於是乎信義日に失し廉耻日に喪ふ夫
れ信義廉耻なる者は元氣の養ひなり元氣一旦其養を失ふ天下の委
靡怠惰乃ち斯に従ふ矣今や我國動もすれば蒼皇狼狽而して猥褻無
耻に至る者有り是れ吾輩の大よ憂ふる所にして而して諸君亦必ら
ず之を慨せん請ふ諸君と共に是の元氣を振起するを以て敢て自か

ら任じ相共に我日本帝國の隆盛を致すを謀らん也

夫れ我輩誠に人民の權利を伸さんと欲す則ち民會必らず立すんば
ある可からず況んや惟制度獨り能く我 天皇陛下の尊榮を益し我
が帝國の福祚を長するに堪るかや然りと雖も上巳に之を言ひし如
く人民なる者と國の本なり苟も人民の品行汚下ならば則ち民會立
と雖も其效必らず十分ある能は故に到底人民の自脩自治而して
以て自から立つ者天下福祚の本なり之に加ふるに人民已に至貴至
重の權利を受け以て天下に獨立し得可きの理を有す則ち其自から
脩め自から治め以て其政府に依頼すると過甚あらざる者亦其責任
なり故に其自から脩め自うら治むる者即ち我輩人民たる者の務を
り

夫れ其自から脩め自から治むると之を内にして自から敬尊し信

義を重んじ廉耻を崇び揚々として自主自由人民の氣風を張り之を
外おして結社合力職業を勵勉し險を避す難死を畏れず耐忍して挫
けず敢爲えて必らず遂げ同社の士患難相恤み利益相共にし一個の
私利を營せず而して一般の公益を謀り以て開化文明の實を擧る等
の謂なり然るも今我輩是等の事を立んと欲す一人一個の能く做し
得べきに非ず心ならずや同志の士結社合力始めて能く斯志を達する
とを得べし是れ則ち歐米人民の能く結合して其強盛を致す所以ん
なり夫れ舊俗未だ必らずしも惡しからず惟能く之を脩飾改正して
以て時勢に適するに在るのと俗語組合ある者あり此れ則ち良制の
因る可き者なり請ふ諸君と共に此の組合の制を完備擴張し相共に
結合し以て自脩自治の志を達し遂に上つて天下の民會を設立し國
家定律の基本を立ん也

是故に我輩の志は則ち人民の權利を伸張し生命を保ち自主を保ち
職業を勤め福祚を長するに在り而して我輩の事ハ則ち自ら脩め自
から治め自から助け自より立ち而して天下に元氣を振起するより
始む可し誠に諸君斯志を同ふす請ふ相共に結社合力し以て斯志を
達せんあり若し夫れ結社上の條目規則及び其着手の次第に至ては
我輩自から所見ありと雖も今之を茲に言えず其或ひは私見を張る
に陥り會合集議の意に戻らんとを恐るればなり故に將に一々諸君
と相共に之を議定せんとす

と板垣氏の東京に在て盡力せられたる愛國公黨結合の事ハ上お叙す
るが如く障碍有つて其志を達することを得られず遂に高知に歸つて斯
く先づ其子弟を鼓舞して結合して自治自脩の志を達し大に公議政治
の基本を立てしめんと始めて天下に唱へて政社を起されたり即ち此

の政社の創起こそ實に他日政黨樹立の濫觴にして我が自由の旌旗を東洋の天に翻がへしたるの嚆矢とは言べきあり初め朝廷英斷して全國に三府七十二縣を置き中央集權の政令を布かる、や天下方々に廢藩の餘を承け只是れ舊物を掃蕩し了りたるのこにて未だ新制に適合するの宜きに就くとを知らず各地方の士族中おもて大抵と新政の下に隘若たるばかりあて茫然呆然殆んを將に復た國家有るを知らざるに陥らんとするの勢なりしが是に至て板垣氏が始めて立志社なる政社を起し其趣意書を普く世上に頒たる、に及んで高知縣下の勿論天下れ人士も之を聞き傳へ稍やく發憤復た國事に勤勉するの志を奮ふに至りたり乃ち板垣君れ當時の行爲之を暗黒世界に萬丈の光燄を立たる者と評するも敢て溢美の言よとあらざるあり茲に又政府にて之悉けあぐも 聖皇上に坐_レ在賢良下に佐けられ早くも天下の勳漸や

く復た輿論公議の四字に歸せんとするを察せられしかを是歳の五月二日 陛下の勅を發して初めて地方官會議を開設し玉ふとを以て天下に諭し玉ひたり其勅文に曰く

朕曠祚の初め神明に誓ひたる旨意お基に漸次に之を擴充し全國人民の代議人を召集し公議輿論を以て律法を定め上下協和民情暢達の路を開き全國人民をして各々其業に安んじ以て國家乃重きを擔任すべきの義務あるを知らしめむとを期す故に先づ地方の長官を召集し人民に代つて協同公議せしむ乃ち議院憲法を頒示す各員其れ之を遵守せよ

議院憲法に附せられたる議院規則第七則に曰く

各地方の知事令は本官の事務ありと雖も議院に参したるときは孰れも一般人民乃代議士と心得可し

是詔を以て召集せられ是規則第七則の心得を以て特に之に示されたるの地方官會議にして事情有つて竟に寢んで行はれざりしは誠に嘆惜の至りなり又即ち其事情とて召集に應じ東上せし地方官中に議院權限の事に就き政府諸大臣と其意見を異にし就中其改革進取の意見を執持する某地方官の如きと會議の議長たる伊藤參議に詣り此の議院に附するに直ちに具成代議士院の如き權限を以てせよ否らずんば設令之を開くも輒ち其效多からざるべしと論じ因て遷延を致すの間終に臺灣事件の發するの故を以て之を開くとを果されざりしなり然れども 陛下の御初志は之に因て渝らせ玉ふべくもあらず翌明治八年四月十四日に至つて實に有名なる立憲政體を漸立し玉ふべきと聖詔を汗發し明らかに天下臣民に向つて夫の五事御誓文の旨を保たせ玉ふとを諭され玉ひたり其詔書寫に曰く

朕即位の初、元首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群臣の力とに頼り以て今日の小康を得たり願ふに中興日淺く内治の事當に振作更張す可き者少しとせず朕今誓文の意を擴充し茲も元老院を設け以て立法の源を廣め大審院を置た以て審判の權を鞏くし又地方官を召集し以て民情を通じ公益を圖り漸次に國家立憲の政體を立て汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す汝衆庶或は或は舊に泥み故に慣るゝと莫く又或は進むに軽く爲すに急なると莫く其れ能く朕が旨を體して翼賛する所あれ

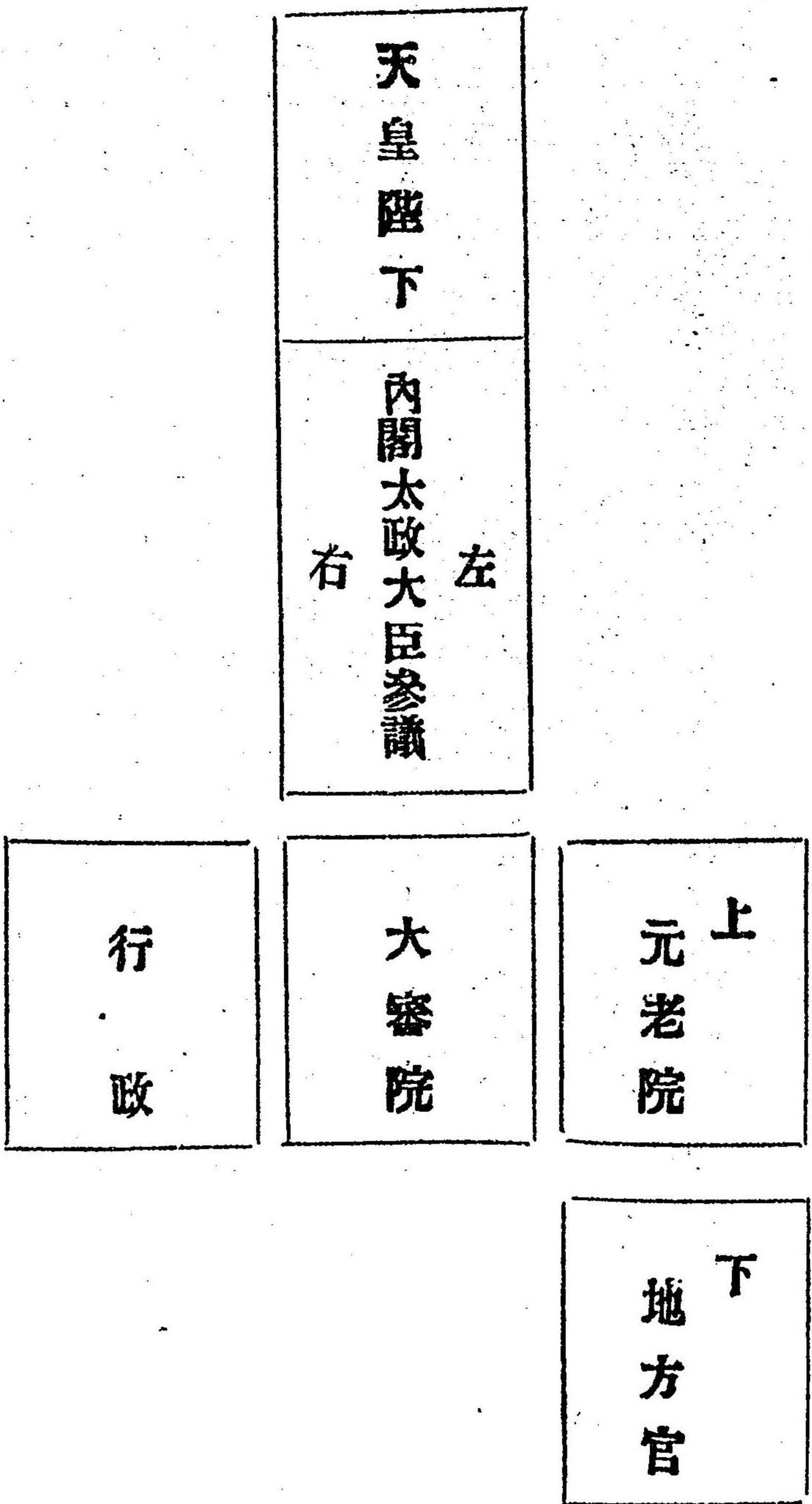
○第三章 民權論の張揚

明治七年の秋に方りて西郷氏は正に時勢を傍觀して鹿兒城に故山に在り木戸氏と其臺灣征蕃の一事より意見政府と違ふを以て引き去て

山口縣に在り而して板垣氏も亦高知に在りて勢ひ自ら將に舊三藩の地に鼎峙せんとするの姿を見はしたり此時前の外務大臣井上馨氏は明治六年大藏太輔を以て痛く敗政の急を陳じて政府諸大臣と合はず因て辭職して大阪に閑居せしが今や其西郷木戸板垣の三氏が舊藩に地に據て鼎峙せんとするの勢あるを見て政府の爲め大いに憂慮する所あり東京に上りて竊かに謀る所ありしが歸途偶々小室信夫古澤滋の二氏と同船し談今昔に涉りて故の坂本龍馬氏が薩長の間を調停して能く両藩戮力の本を開きたるの功に及び遂に因て互ひに相約し雙方の間に幹施し明年即ち明治八年一月中旬を以て木戸氏は山口よりし板垣氏は當時已むとを得ざる事故に遭際し上京して在られければ即ち東京よりし而して政府よりは久保伊藤の兩參議共皆來つて大阪に到り則ち相會して同く其改革上の施設順序を議するに其政零上の緩急之兎も角も終極上の主義の大綱は彼此共に同意を表ずるととなりて相談漸く纏まりければ板垣氏の木戸大久保の二氏と相前後して東京に還り木戸氏は直ちに復た參議の職に就き頻りに板垣氏にも俱に出られんことを促がされければ板垣氏には明治七年一月彼の民選議院の建白を呈せられたる以來公然として其自由改進黨の主義を以て天下公衆の前に明言せられ自から木戸氏の進退と異なる者あり且つ明治六年の十月内閣を引き去りたゞも尋常の始末よりして起りたる者に非ざりければ獨り木戸氏が復び朝に列せられたるばかりの故にては則ち亦俱に出で、廟堂の上に立とを得ず再三再四固辭して曰く只大阪に於て木戸大久保の二君と相約したる國家萬世の大本を立るの改革にてさへ施行せらるゝととあらば何ぞ必らずしも再び官に就くことを要せん已れば野に在りて飽までも之を賛成し以て木戸大久

の緩急之兎も角も終極上の主義の大綱は彼此共に同意を表ずるととなりて相談漸く纏まりければ板垣氏の木戸大久保の二氏と相前後して東京に還り木戸氏は直ちに復た參議の職に就き頻りに板垣氏にも俱に出られんことを促がされければ板垣氏には明治七年一月彼の民選議院の建白を呈せられたる以來公然として其自由改進黨の主義を以て天下公衆の前に明言せられ自から木戸氏の進退と異なる者あり且つ明治六年の十月内閣を引き去りたゞも尋常の始末よりして起りたる者に非ざりければ獨り木戸氏が復び朝に列せられたるばかりの故にては則ち亦俱に出で、廟堂の上に立とを得ず再三再四固辭して曰く只大阪に於て木戸大久保の二君と相約したる國家萬世の大本を立るの改革にてさへ施行せらるゝととあらば何ぞ必らずしも再び官に就くことを要せん已れば野に在りて飽までも之を賛成し以て木戸大久

保二君の施設を便にすべし左れば朝に立て大阪會議の次第を實施するの勞の全く木戸君を煩はし已れば仍は閑散の地に在らんとをよそ願ひ候也との旨を以て屢々木戸氏の許へも申送られ居たりしに三月七日 皇上にの特に侍從森寺常德を板垣氏の邸に遣はし内諭を傳へしめ玉ひ翌日親しく氏を御前に召して其意見をも聞し召し玉ひ勿體無くも其言を採用すべしとの勅語を蒙ひられしとかにて是に於て氏も深く聖恩の辱なれぬ感激して復た辭するを得られず遂に復た參議に拜せられ三月十七日日本戸大久保伊藤の三參議と同一政體取調の命を奉せられ同廿八日其取調案成りて之を上奏して 皇上之を裁可し玉ひ因て以て四月十四日の大詔の汗發し玉ひたるなりしと聞道當時大阪會議の日木戸氏が親から筆を把つて書かれたる改革案の圖は左の如くありと



板垣退助氏と深く 聖上の優勅に感激せられ復た朝を列したりしが種々の情實の氏をして再び野に引き去るの念慮を起さしめたり然れども氏の折角再び復た朝に立れし事なれば當に其竭さるべき丈の所

までは十分に之を編し然る後断然として素成を決せんものと思ひ
 是に於て頻りに内閣を各省より分離して其事を簡にせんとの議を太
 政大臣三條氏及び木戸氏あまで切論せられしが其言遂に行われざり
 ければ今はとて遂に退ひて其復職以來の始末及び内閣分離論の成行
 きを具して之を 皇上に奏し而して其職を辭せられたり續で木戸氏
 も亦他の諸大臣と議相合はずして辭して其職を罷られたり板垣氏は
 其再び辭職の後には猶ほ東京に留まつて爾後其施政の成行き時勢の景
 状を觀察して在られけるが其政 府の方に在ては一旦開設せられたる
 地方官會議の決議も仔細有て果して竟に行われず元老院にては明治
 九年九月六日 聖上の親臨まゝ坐在て

朕爰に我建國の體に基き廣く海外各國の成法を斟酌し以て國憲を
 定めんとす汝等其れ宜く之が草案を起草し以て聞せよ朕將に之を

擇ばんとす

と勅し給ひ乃ち元老院中に於て憲法取調局を置かれ某々等の議官を
 以て其委員となし之を訓告戒飾して 皇上の盛徳を對揚せんことを期
 せられたる等の事あり又民間の方に在ては報知新聞と東京日日新聞
 との間起る政治の主義上よりする論難攻撃正に激切に赴ひき又各
 地方人士の政治思想の漸やく將に勃興せんとし諸有志壯士の四方に
 奔走して同志を求めんとする者續々相踵ぎ天下の事復た將に成す有
 るに足らんとしして忽ち明治十年の二月に於て西郷隆盛氏一世の英雄
 を以て慶城に謀叛するあり此時に方り高知にてハ人必恟々として惟
 兵惟れ談じて頗ふる憂虞すべきの傾きありければ板垣氏は乃ち其子
 弟を鎮撫するが爲め始めて歸縣せられ即ち片岡健吉氏等の重立る立
 志社員をして專ら之を論して鎮靜せしめ遂に立志社員を會して國

會開設す可きの建白書を草せしめ片岡氏に委ねて携へて西京に上り之を行在所ある太政官に上らしめたりしが豈圖らんや立志社員中にと志を西郷等に通ずる者ありて縛に就き其西南の亂の平らぐの日は正に高知の獄の起る時にて繼で縛を被ひりて東京に護送せらるゝ者益々多く林有造片岡健吉谷重喜山田平左衛門等の數氏を始めとして立志社員も今や此獄の爲めに一打破し了る可しと謂ひ合へる程なりしが然るに板垣氏の泰然として之に處せられ立志社中の少年の徒を獎勵し益々自由の新主義を講じ居られけり此の時に當つて天下各地の有志壯士も西郷翁既ひ逝きたる後の皆頼に眼を板垣翁に轉じ今や同翁ならでは復た其望を繋ぐべき所無しと爲し九州中國北陸等の諸有志家の期せずして先後して土佐に遊ぶ者少なからず中よ就き越前

の志士杉田定一氏の如きと前年より高知に在りて最も板垣翁の知る所とありたり是に於て翁は始めて愛國社を再興し大に天下の有志輩を糾合して一大團結を成し以て日本の公議輿論に力を擴張するの本を立んと思ひ立たれ同年の四月左の趣意書を作り杉田定一票原亮一植木枝盛安岡道太郎の四志士を畿内北陸山陰山陽四國及び九州等に派出し其志を各地の諸有志家お告げしめたり但し愛國社の初め幸福安全社と稱し明治七年一月板垣副島後藤小室岡本古澤等の諸氏が愛國公黨の趣意書に従ひ始めて東京に於て設立せられたる者なり明治八年の二月板垣翁が大阪に於て各地の有志家を會せしと有りし日單に之を愛國社と稱したり而して今其再興の舉あらんとするや立志社員中ふても稍々老成の意見を抱く者ハ之を不可なりと爲せしも翁にハ斷然之を排して實に始めて大に天下各地の有志を糾合するの本を

立られしなり吾人は今此事を追叙するに當つても板垣翁が能く世路の艱難を踏み時の利不利を顧みず決然身を以て日本の自由の犠牲も供し毫も避易する所無きに歎服せずんばあらざるなり嗚呼他日岐阜縣下の遭難金華山裂紅滿地の活劇を演ずる豫め此時に期する所なり其愛國社再興の趣意書に曰く

人類相聚つて國を建るの各々其身を愛する所以にして其權利を保全し其幸福を享有せんが爲めなり蓋し人として愛身の情あるは本と天性の然らしむる所にして能く其身を護る所以なり然りと雖も人の能く眞に權利を鞏固にし幸福を維持して安全なる所以人の國家有るが爲めなり夫れ國家の安危の實に一人の安危に關す故に一國安ければ一人亦安んずを得るも一國危ければ一人以て安んずと能はず嗚呼愛身愛國之豈二致有ん哉人眞に其身を愛するを知る

亦當に其國を愛するを知る可し然らば則ち民として愛國の心あるは是れ已む可からざる所にして能く其國を護る所以なり若し夫れ人として其身を愛するを知らざれば自から其身を害し民として其國を愛するを知らざれば自から其國を災し竟に彼の權利幸福をも棄擲するに至らんとす豈悲むべからざるや是を以て我輩曾て愛國社を創立し廣く各縣同志の人を會して國家公共の益を圖りき唯他に一個の事故を生じ半途にして停止せり豈初めより其本意を變ずるに在ん哉故に今之を再興し本社を大阪に設け廣く同志を結合し以て愛國の主義を擴充せんと欲す冀く有志の諸君幸ひ合和協同せられんとを所以に今猶ほ再興の趣意を詳記して左に示す夫れ人の世に在るや互ひに相交際し相親愛せずんば以て畢生の幸福を全ふする能はざるなり夫れ親子兄弟和樂して而して一家の康

福を全ふすることを得る所以のものは其互に交際し以て相親愛することあり老幼男女相救ひ以て一郷の康福を全ふすることを得る所以のものと其互に交際し以て相親愛することあり故に國民たる者緩急相助け以て一國の康福を全ふせんと欲せば又宜く互に交際し以て相親愛せざるべからず蓋し交際親愛は人の情性にして家族郷黨の間に行はるゝものあれば又邦國の間に行はれざるを得ず畢竟邦國は此情性よ基て成立するものなれば國民相互に交親し各々方向を一にし以て全國一致の体裁を成さざるべからず若し然らずんば之を真正の邦國と稱すべからざるあり今夫れ我邦古來の一大改革に際し封建を廢して郡縣と爲し大に舊規古制を廢棄すと雖も之に代ふるの規制未だ完備せず封建の世に當てや諸侯各々藩屏を構へ交親の其間に行はるゝ最も厚く人各々

方向の歸着する所を知り一小國は体裁を成せしと雖も廢藩置縣となるに及んで藩屏の結合解散し人々其方向を失ひ民心愈々疎隔し漂乎として歸着する所を知らざるに至れり抑も廢藩置縣の主意たるや門閥因襲の弊を除き政令多岐の憂なからしめんが爲め數多の小邦國を變壞して一大邦國を成立するに在れば各地の人民其方向を一變し之か區域を廣め各地舊來の交親と論を俟たず全國人民相互に交親し各々其方向を一にし以て全國一致の体裁を成さざる可からず然り而して今日我國の形勢を熟察するに全國人民の交親未だ厚からざる而已ならず各地舊來の交親と雖も愈々疎薄に至り人各々其方向を異にして全國一致の体裁を成すこと能はず豈に之を真正の邦國と稱するを得ん哉而かも其故たる人民に結合なきの致す所に係れば今日我邦人民の方向を一定し真正の邦國を成立し以

て一國の康福を全ふせんと欲せば各地各國相互に結合し以て之を統一せざる可からず是れ愛國社を再興する所以の第一也

國政は人民禍福存亡の係る所たれば常に之を觀察し以て其利害得失を辨議し政府をして公議輿論乃在る所を知らしめざる可らず蓋し政務は人民の代務あれば政府法を立て政を施すに當てや必ず公議輿論を審察し以て民心の歸向する所に従ふべしのみ彼の封建の世に當てや諸侯生殺與奪の權を専らにすと雖も君臣義を重んじ君暴政を施す時の臣たる者之を諍諫するの任ありて君たる者も亦之を聽納するの責めあり故に封建の士族之參政の權を有せし者なり濫制廢せられ士乃常職を解くや其主意は則ち特に士族をして參政權を得せしむる制限を廢し以て廣く全國人民に之を得せしめ以て士民の權を均ふするに在りと雖も三民未だ之を得ざる而已ならず爾

來士族も亦之を失ふに至り且つ我邦未だ國會の設けなければ政府公議輿論の在る所を知らんと欲するも亦如何んともす可からざるなり新聞雜誌は世に其類少からずと雖も其議論たる一社若くは一都會の議論にして真正の公議輿論と認むべきもの無し故に今政府をして公議輿論の在る所を知り以て失政をからしめんと欲せば各地人民相互に會合し國政の利害得失を協議し國會に代ふるの議會を起立せざる可からず是れ愛國社を再興する所以の第二也
文學の智力を研磨するに欠く可からざるの固より論を要せずと雖も智力を研磨するは必ずしも文學に止らば人學識に富むと雖も之を實用すること無ければ時事に迂濶おして毫も其用を爲さず或は徒に先哲の糟粕を嘗めて已まんのみ是れ古來東洋は弊風にして我邦最も甚しとす夫れ人相會して時事を討論し意見を交換するが如

さと智力を研磨するの實學にして其功益測る可からざるものあり
 彼の歐米諸邦に於ては概ね國會の設立あり各地の人民撰ばれて之
 が議員と爲り會議討論して互に意見を交換し以て識見を廣ること
 を得故に國會と智識を實用し智力を研磨するの一要件となれり方
 今我邦國會の設立亦く各地人民相會して時事を討論すること無け
 れば知識を實用するの地なく又互に意見を交換して是非を討究す
 ることなければ其論の是なる者之を流布するに由なく其論の非あ
 る者之自ら覺悟するに由なく従て識見の狹隘あるを免れず故に我
 邦各地人民をして智識を實用し智力を研究せしめんが爲め國會を
 起立するの之れを目今の急務と謂とざるを得ず是れ愛國社を再興
 する所以の第三也

道德の人間社會に欠く可からざるの固より言を俟たず而して其能
 く道德を維持する所以のものは法律の能く爲す所に非ざる也法律
 の人の外行を制することを得るも内心を治すること能はず人の廉
 恥を重んじ品行を正しくするの多くの社會の毀譽に憚る所あるを
 以てなり封建の時代士風の廉潔なると藩屏の結合ありて人々其毀
 譽を憚り廉恥を破り品行を乱る時は社會に齒する能はずして一郷
 一國齒する能はざる者の又一州に齒する能はざるを以てなり輓近我
 國道德の壞敗せしは其原因一にして足らずと雖も抑も亦藩屏の
 結合解散し人々其身を追がる、所ありて毀譽を憚らざるに由るな
 り故に社會の結合あるの猶白晝の如く結合なきときは則闇夜の如
 し社會の結合の人をして毀譽を憚り以て德義を守らしむるに欠く
 可からざるものなり今や道德の壞敗を救済し以て之を維持せんと
 欲せば地方は論を俟たず又大に全國の結合を成さざる可からず是

れ愛國社を再興する所以の第四也

身体財産の保護は政府の職務たりと雖も急難に當ては政府も其の職務を盡す能はざることあり故に人民たる者の専ら政府の保護を恃まず已れが身体財産の宜く自ら之を治め自ら之を衛るべきあり我邦人民の如きは古來專制政治の下に訓致し事々政府に依頼するの陋習あるを以て最も自治自衛の氣象に乏く急難に遭遇するはとあまは偏へに政府の力を仰ぎ自ら防護するの方を知らず是を以て維新以來騷亂屢々起り人民の禍害を蒙むる實に少小に非ざるあり若し人民に自治自衛の氣象あるときは騷亂を企謀する者自ら憚る所あれば容易に之れを發起せず從て禍害を蒙むること少きに至るべし故に人民をして自治自衛の氣象を養成せしむるは騷亂を防遏するの道にして人民の安全を保持するに欠く可からざる所なり而

して此氣象たるや亦夫の結合力と相關するものあれば今之れを養成せんに之必ずや各地の人民相互に交通し併力同謀以て結合せんことを勉めざるべからず是れ愛國社を再興する所以の第五也
財は國力に由て生ずる所あり國民富まざれば以て國力の強盛を致す能はず故に國力をして強盛せらしめんと欲せば國財を増殖せざるべからず而して其方たるや國民自ら奮起し大に産業を起し内外の通商を盛んよするより善きもの莫し蓋し方今生産通商の道稍々開けざるは非らずと雖も各地人民の交接未だ密ならずして國財の檢究を盡さざるが爲めは大利あるの産業も之れを起さず從て有無相通ずるの方其の當を失ふ者あり故に國財を増殖し國力をして強盛ならしめんと欲せば各地人民相ひ互に交接し彼我の情況を知り國産の有無を審かにし共謀戮力産業を起し通商を盛んにし有無相通

するの方其の當を得ざるべからず夫れ亦た各地人民の交際結合よりせずんばならず是れ愛國社を再興する所以の第六也
 夫れ邦國は州郡を以て成る故に州郡強盛ならずんば邦國以て強盛ある能はず譬へば邦國の樹幹にして州郡の根抵なり樹幹の枯槁せざらんを欲せば以て根抵を培養せざるべからずかの封建の制たる諸侯各々兵馬錢穀の權を握り地方の權力最も盛なりしと雖も其弊や地方分權に過ぎ尾大不掉の患ありし故に廢藩置縣以て地方の權力を収攬し之を一大政府に統一するに至れり當に宜しく全國交際の平均を得て其美を見ざるべからず而して今日の勢亦然らず其弊や中央集權に過ぎ地方と益々貧弱に陥り復た如何んともする能はざらんとす州郡貧弱さらば邦國の貧弱ならざらんを欲するも得べからざるあり然りと雖も方今地方の衰頹の豈に全く政体のみの然

らしむる所とせんや抑も亦各地の有力者耐忍自立の氣風に乏く或と望を官途に懷き地方を去て都會に移住し又た地方に住居するも奮發淬勵して力を地方に盡す者寡きに由るなり故に今や地方の衰頹を挽回し以て邦國の強盛を致さんと欲せば各地の有力者同心協力し財力ある者は財を用ひ智力ある者の智を勞し以て相助けんことを謀らざるべからず是れ愛國社を再興する所以の第七也
 世界万國強弱の別ある所以のもの固より智愚貧富の差あるに由ると雖も亦大に元氣の振索と民力の離合とに由るなり抑も我邦外交に於て未だ全く對等の權を有せず獨立の名ありて獨立の實なく屢々外交の侮凌を受け而して國權の皇張せざる所以の者は固より國民貧愚の致す所と雖も亦豈に元氣克く振はず民力克く合せざるの致す所ならざらんや彼の封建の世に當てや各地藩屏の結合あり

て兵財充實せり故に敵國外患ありと雖も防禦の策立るに成るを得たり今や全國の結合ありのみならず廢藩以來各地の結合も亦解散し地方に寸鐵片粒の備なく元氣益々衰微し民力愈々分離し殆んど救ふ可からざるに至らんとす國勢斯の如くにして其命脈の絶へざらんとを欲するも得べからざる也夫れ國民智且つ富むと雖も元氣盛んならず民力合せずんば獨立を維持し國權を皇張し難し况んや貧小なる我國にして歐米諸邦と拮抗し獨立を維持し國權を皇張し以て強盛の域に至らんと欲せむ勉めて元氣を旺盛にし民力を結合せんことを謀らざる可からず是れ愛國社を再興する所以の第八也是に於て畿内北陸山陰山陽四國九州等の有志は復た慨然として奮興し遂に年の九月を以て始めて其大集會を大阪に開き其公議凡そ十三ヶ條を約して愈々愛國社は再興するに決したり是を實に天下有志

の集合一致の力を張る、の本を立たるの始めとす尋て愛國社の其支社を東京に置き頻りに遊説委員を五畿七道に派出して遍ねく各地人民に告るに國會の急を以てし而して其願望を賛くるとを勸誘したりしなり而して其愛國社の趣意書を東北七州に弘布するの事に至つて磐城三春の志士河野廣仲氏の力最も居多ありとせり

○第四章 集會及び言論の效用

語に曰く政治の正を行ひ經濟は利を求むと利とは富の謂あり即ち政治にして正しからざると有んか其改革を要すべきと固よりあれども苟も經濟にして法を得ざると有んか亦當に其弊を察して之を矯正せざるべからざるなり而して我邦經濟法の弊えある明治十二三年の時より甚しきと無とすし今や當時の形勢を叙せんとするに國內の金銀は悉く外國人の爲めに攫み去られ唯々片々たるの紙み惟れ剩して以

て國人の通貨とあし而して其價は牙僧の手に因て常に一低一昂して堂々たる帝國政府の信用をして忍んで市場の間に輕重せしめ困て農を病まし商を病まし工を衰へさし士を疲らしめたるとも寧ろ太だ甚しきとす即ち當時の時論に曰く我經濟社會を驅つて斯く紙幣の海底に沈溺せしめし者之前の改進黨の總理氏なり此人は財務大臣の時より豫て日本の逆も正金通の國とは爲べからずとの感念を懷き只紙幣だに多く發行せば此弊の自らら熄むべきものとあし遂に無盡藏紙幣の用に藉らんとして損札引換の用に供する豫備札即ち未發行の紙幣二千萬圓をも流通し其他種々ある人爲上の工夫を凝らして以て其財務を理せんと試みられしが竟に以て之を救ふに足らず金銀貨は日一日より騰貴し紙幣之月一月より下落して殆んど窮極する所無きの勢となりければ最初の程ことナニ是の投機者流れ所爲にて一時の變動

に止まる可し且つ此差を致したるは畢竟金銀貨の騰貴とは謂ふ可けれども決して紙幣の下落の非ず「杯と強て自らら強むるの説を立て堅白異同の遺訣に藉り一時を瞞着せんと謀りし人々も亦眼を真相に塞ぐと能はずして朝野の眼は偏へに彼氏の經濟法に注きたりと是に於て天下の志士は亦皆相議論して曰く夫れ我財政の難今日の如きの甚しきを致し二千五百有餘年以來國內に蓄積したる金銀は殆んど悉く海外に輸出し去られ唯々片々たる紙幣と惟れ剩して國內の通貨となし政府の信用の日々市場牙僧の手に上下輕重せらるゝの歎す可く衰む可死の景況にまで陥りたる者の抑々何に由て之を致したるや蓋し幕府の末千年の鎖國一旦開港して宇内各國の情に通せず外商の欺きを受けたるの餘弊多少今日の財政の病を遺せし者之有りと雖も然るに幕府は其亡ぶるに至るまで未だ曾て紙幣を發行せざりしあり夫

色歐米各國に在りても固より紙幣を發行するの政府無きには非らず
 近くハ米國政府が一千八百六十年に發行したる紙幣の如ク其尤も有
 名ある者なり然るに余ハ嘗て各國紙幣の景況を觀察するに其之を發
 行したるハ大抵内訌外難等の日に當りて之を發行したる者にして未
 だ曾て我國レ如ク其太平無事なりしが故を以て斯く年々歳々に多く
 の紙幣を増發したる者ハあらず又米國及び佛國等の政府紙幣も亦嘗
 て甚しく其價を市場に失ひたる事も有しかども只其内訌外難の急國
 家存亡の間の事のみにして其政府の稍々頼る可きの色を見えずに從
 ふて即ち其價を復して未だ曾て其政府が鞏固を加ふる程に愈々其紙
 幣の價を墜したる者ハあらず今我邦の紙幣は其内訌ありしが故を以
 て發行せられたる者は只明治元年に發行したる太政官札凡そ三千二
 百五十萬圓と明治十年西南の亂に付き發行したる二千萬圓とのとハ

して其他の紙幣凡そ一億萬圓ハ皆ホ太平無事なりしが爲に之を發行
 したる者とす故に其價を失ずるとも亦此等の内訌の日に非ずして近
 年に至り政府レ稍々鞏固を加ふるに從ふて急に其下落の速度を進め
 遂ハ正金に對しては一圓七八十錢の間を以て其平日の相場と爲すま
 であらざりたり即ち我が紙幣は歐米各國の紙幣の例とは其發行も失價
 も皆相異にして彼ハ内訌外患の急有りしを以て已むを得ずして之を
 發し我ハ太平無事なりしを以て益々之を増發したり紙の紙幣の價ハ
 國家危急の日に下りて政府稍々鞏固を加ふるの日に上り我が紙幣の
 價は必らずしも内訌の日に下らずして政府の稍々鞏固を加ふるに從
 ふて其下落を甚くしたり然らば則ち我紙幣は一種異様の經驗を見は
 したる者と謂ハざる可からず經濟の理ハ決して洋の東西を以て相異
 ならざる可きは是れ何を以て然るや我政府の財政は英の「ブルーム」侯

の所謂寡人政府の驕奢に誘ふの弊を免がれざると所謂聯立内閣にして薩長の權衡を保つを以て第一の務となすの情實と此二者が之を病まし先たるものなり且つ看よ近來大隅氏が政府に在りし時其紙幣の價値に墜ちて日に公然として其信用を市場の間に輕重上下せられて國を病まし民を病ますに駭き自ら之を救ふんとを謀りたるの結果は徒に酒稅若くは地方稅等を増加して以て院省を増置し官吏を増員せしことを除く外は曾て如何ある實際の効驗を示したる乎驕奢淫靡にして情且つ墮るゝの風を聳る其長ずるをを加へたる事は無き乎云云斯く我國人の膏血より生じたるの國財を輕んじ斯く我國人の膏血より生じたるの國財を濫にする者なれば我紙幣の太平無事の日に増發せられ其價の政府が稍々鞏固を加ふるの日に下落するの一種異様の相を見とすに至りたるも亦解し難き事に非ざるなり人或は謂ひ

ん我紙幣の失價の貿易輸出入上の不平均の之を致したる者なりと殊に思はず我紙幣は實に此輸出入の不平均を致したるの本あるを故に我國家の血液の竭るゝ紙幣發行の濫之を致したる者なり紙幣發行の濫の寡人政治有司專制の弊之をして然らしめしなり而して之を救はんとするの術と速かに國會を開設して公議輿論の力を張るに在るなりト即ち此議は是れ當時天下の有志即ち次に叙する愛國社志士の心をして一層政治改革の點に向つて奮進するの速度を加へしなり時に明治十二年十一月大阪に會同したる愛國社の有志壯士の黨と皆謂へらく今や日本の形勢たる魯鷲南に搏ち英獅東に攫まんと欲するの勢は日に一日より迫り若し一旦事有れば則ち其安危と未だ知る可からずして此危懼の念は我黨をして暫くも之を排するを得ず斯に之を思へば其れ忽ち我前に迫りて心を塞あらしむる者あり而して其國幣空

竭し財政大ひに病めるの一事と亦我黨をして眠食を安んせざらしむ
 る者あるあり乃ち之を救済するは公議輿論の力に藉るにありと是に於
 て乎始て國會願望の議起れり翌れば明治十年三月右愛國社員は愈々
 前年の決議を逐ひ更ふ大阪に會同し國會開設請願書此案を草し之を
 討議議決せし後片岡健吉河野廣中の兩氏を選び其委員と爲し東京に
 上りて之を太政官に呈せしむ然るに此時に政府にてハ正に内閣分離
 の制行はれたる後ありしが何か愛國社員等の志士が屢々集會するを
 見て深く天下の治安に顧せらるゝ所や有りけん將た時勢世運の適々
 之をして然らしめし者にや有りけん恰も此集會に後れさらんとを期
 せられたるが如くに此年四月五日急に集會條例を創定して布告せら
 れたりしが幸ひにして愛國社ハ此布告の大阪に達するに先ち已に其
 議を終了し居りたりけれを此の會議に於ては此の新條例の檢束を被

びるとい免れしあり嗚呼是より先き明治八年東京に於て報知新聞が
 陰に板垣氏に依り東京日日新聞が半官報の姿を以て木戸氏に附き日
 日新聞は新たに急進など云ふ文字を作り出し板垣氏の派を排撃し報
 知新聞は新聞記者若くは諂諛先生などの縛號を附して之を反駁し并
 せて木戸氏の政略に及びし事さへ無らざりければ政府は之が爲にや
 將た別に必要を感じられけるにや其年六月創めて新聞條例及び讒謗
 律を定めて之を公布すると有りしが今や此の集會條例と併せて天下
 の治安を保つの最貴重の要具とい成りけり却説彼の片岡河野の二氏は
 東京大阪山形福島茨城廣嶋愛媛石川島根岐阜堺高知福岡宮城新潟兵
 庫長野愛知岩手長崎徳島大分熊本滋賀の二府二十二縣の惣代都合九
 十七名請願人無慮八萬七千人の委員と爲りて其國會開設の請願書を
 携へて上京し屢々太政官及び元老院に詣りて之を奉呈せられたれど

も太政官に於ては毎に未だ政治上に關する人民の請願書を受理するの成規在らずと云ふを以て却下せられ元老院よては建白書の外の一
切受理せせと云ふを以て却下せられ左しも多く建て並べたるの官省
院の中に於て終に其之を奉呈するを得るの一衙門無りければ二氏
も今は陸方無しとて其太政官及び元老院に於て却下せられたるの始
末書を作りて之を各地方の總代に報告し以て其委員の務を果す能は
ざりしとを詳かにせり初め愛國社の志士が國會開設の請願書を政府
に提出せんと議約せらるゝや岡山福岡兩縣下の有志壯士と事一日も
猶豫すべき者にあらずとなし急に其建白書を草し各々委員を出して
之を政府に呈せしめしが皆政府の輒ち採用する所となるを得ざりき
然れども愛國社員等各志士が此舉の事と其政府へ呈出せし國會開設
の建白并びに其請願書は皆亦是を各新聞に登載し士林に傳誦して大

ひに世の人心を攪起したりしかば天下靡然として悉く國會開設の聲
に應じ西南の隅より東北の陬まで地方として各々別に其請願書を繕
呈せざる所無きまでの勢速に赴むきたり茲に又愛國社の其片岡健吉
河野廣伸の二士を以て委員と爲し特に政府に奉呈せしめたる國會開
設請願書の輒ち却下せられたるにも關はらず益々奮ふて其願望を達
せんことを勉め此歲十一月を期して始めて其會議を東京に開き國會期
成同盟合議書を議決して更に其志を誓ふたり而して其名號を國會期
成同盟會と改めたり即ち其合議書の文は

國會期成同盟會合議書

第一條 國會開設の爲め今茲に合同する者を國會期成同盟と爲し
國會の開設して其美果を見るに至る迄幾年月を経るも敢て此の
同盟を解かざる可し

第二條 明治十四年十月一日より東京に會議を開く可し

第三條 來會迄に其府縣國郡に戶數過半數の同意を得て出會するを目的とす

第四條 來會に各組憲法見込案を持參研究す可し

第五條 來會の會員は百人以上の結合有る者に限る可し

但し當會に列する單身の者及び百人未滿の者は次會迄に百人以上を結合を爲す可し

第六條 東京を中央本部と定め常務委員二名を置く可し

但し常務委員之當會員中より公選す

第七條 全國を八區に區劃し其區内の誘導之區内各組責任を定め分擔す可し

此會議に參會せし者の京都大阪福岡島根石川愛媛長野熊本秋田愛知

高知群馬青森福嶋滋賀新潟栃木岡山茨城兵庫岩手大分宮城埼玉の二府二十二縣に惣代六十四名にて其之に委任したる各地同盟員の無慮十三萬餘人ありと云ふ而して政府は亦此歲十二月を以て上書建白に關するの法律を創立せられ凡そ政治上に關する上書建白の何等の名義を以てするも總て建白と看做し地方官を経て元老院に呈す可しと定めたり嗚呼是も亦其偶然に出でたる者に非ざる耶否耶此の一法律出でたるより世の京に上り闕に伏し國會願望を言ふ者の動搖の一時忽ちに熄みたるの外相をば見はしたるが天下事物の勢力の一たび大ひに發するや固より人力の得て遮斷遏止す可きは有らずして彼の天下に有志輩が熱中する國會論の勢力は之を其請願願望の口に塞がれたるより一向に地方團結等の路に進み其國會期成同盟會を始とせし漸次大に其勢力を養ふの基を立けり而して上國近畿の如きに従

來人民の集會若くは有志團結の如きと殆んど絶無にして僅有なるの景況にて就中所謂る自由懇親會の如きは此歲十二月八日大阪日報社の社員某々氏が首唱し板垣氏を響應する爲め之を大阪に開きしを以て實に其始めとす蓋し此自由懇親會たる者と他日大阪に近畿自由黨を組織するの基本を成しある者にて最も貴重なる性質を具へしものなれば今其板垣氏が席上會員に對して述べられぬ演説の概要を叙記すべし

予は今ま諸君の予に壽せらるゝを辱ふせり予は之れに因て喚起せられ聊か木桃を以て其瓊瑤に酬ひざる可らず諸君よ予は日報社諸君の厚意に因て今夕此の宴に招かれたり其接待の厚き饗禮の至れる予と深く之れに感せざるに非ず然れども予が最も之れに感じ之を喜ぶ者は予が深く望を屬する此の浪花の地に於て予が深く望

を屬する浪花及び近接各府縣の有志諸君と相見て予が意衷を表するを得るの機會を得せしめたる者は是れなり諸君よ抑も諸君と共に生るゝ所の地の如何あるの地乎諸君と俱に在る所の社會は如何なるの社會乎諸君と俱に遇ふ所の時の如何なるの時乎其生るゝ所の地を問はん乎大凡そ東徑百三拾度より百五拾度に至り北緯三十度より四十八九度に至る長さ七百餘里幅三十里より五十里の間に出入し人口三千餘万富之れに稱ひ四面海を環し所謂る四通八達の衝にして人之れを目して東洋の英國と爲す其在る所の社會を問はん乎彼の最大幸福の祥域に達する前途甚だ遠し其遇ふ所の時を問はん乎看よ彼の文明を以て自ら誇る歐洲諸國の如き其國の精神と即ち自由主義に在るも武略政治の後を受け版圖廣きに過ぎ今日に至るも其外交政畧に至るも尙は武略の主義を變ずると能はず彼の

英人の如き其版圖上曾て日の没するとあきを誇稱するに至る然るに是れ其適々自ら累す者のみ是れを以て偶々自由黨豪傑の興るあり其政畧を變せんとするも外國關涉世界權衡等の事ありて我棄れば彼れ攫むの懼れあると俗情藩屬拓疆の利に戀々するに由り復た之れを奈何ともす可らず又た其の内治の如きも凡百の習慣風俗暗に其思想を蝕し陰に其の行爲を制し斷じて之れを改正する能はず彼のスペンセル氏の言の如く動もすれば擧げて之れを紙上の空言と爲すに至る嗚呼歐洲の文明之既に老たり此の傍ら我東洋を看よ殊に我が日本帝國の如き尙武の陋夢方さに覺め有志初めて自由の程に上れり加ふるに藩屬地等の武略政治の遺弊を承る者なし我文明の日の方さに出で、中天に進まんとするの曙なり我自由の主義と其春秋鼎に盛んあるの秋あり是れ諸君と俱に遇ふ所の時あり

諸君と俱に生る、所の地は天府の國あり諸君と俱に在る所の社會と有爲の者をして其智力を用ひしむるに足るの社會なり諸君と俱に遇ふ所の時と眞成に自由の主義を發揮し眞成に天地の公道を行ひ得るの秋なり是れを以て予は實に諸君も望む諸君は我日本を以て亞細亞誘導の先覺者たらしむることを勉めよ扱て又た日本國の事に就て之れを観るに關の東は姑らく置ひて之れ言はず且つ關西を以て之れを言ふ所謂る四通八達の衢も據り天下の咽喉を占め我日本の亞細亞全洲に於るが如きの關係を有するの地の果して何の地ぞや豈に此の浪花に非ずや矧んや諸君の才の夫の公道を認め夫の自由を揮擢するに於て緋々として餘りあるをや諸君は此の浪花を以て各地誘導の先覺者たらしめよ又た望む日報社諸君よ諸君の此の有爲の地に在りて此の自由主義の看客を有す冀くば新紙本分の職

を勉め此の看客此の有志諸君を誘導するの先覺者たれ嗚呼日報社諸君は自由の主義を以て天下を鳴り公道の眞理を以て光を世に放つ所の好丈夫あり予と固より其予の望に負かざるを信するあり諸君よ諸君の皆予が向きに演ふる所の意を以て其志を立て其先途を期せよ予が是れ諸君に望む所なり聊か予が衷情を演べ以て日報社諸君の厚意に答へ併せて臨席の諸君に謝す

是の時よりして集會演説の熾んに其勢力を近畿地方に得就中越る十四年九月十一日亦大阪日報社の諸氏が會主とあり道頓堀戎座の劇場にて開きたる演説會の如きは板垣翁も其請ひを容れて出席せられ一題の演説を爲されけるが聽衆之無慮五千人の多きに上りたり是時の板垣氏の演題「未開の人民と雖も權利に差等有る可からざるを論ず」にて議論正確命意適切にして頗る天下の人心を攪起感奮せしむるも

のありき斯く一方に於ては國會開設の急を叫ぶに聲四方に喧すしく一方に於ては人心を興奮するの演説天下に遍ねかりければ國家の大事の衰れ此一二年の間に決定せらるべく予見へにけり

○第五章 政黨の樹立

明治十四年十月十二日勅諭有り曰く

勅諭

朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣ぎ中古紐を解くの乾綱を振張し大政の統一を總攬し又夙に立憲の政體を建て後世子孫嗣ぐ可きの業を爲んとを期す嚮に明治八年に元老院を設け十一年に府縣會を開かしむ此れ皆漸く基を創め序に循ふて歩を進むるの道み由るに非ざるの莫し爾有衆亦朕が心を諒とせん

願るに立國の體國各宜きを殊にす非常の事業實に輕舉に便ならず

我祖我宗照臨して上に在り遺烈を揚げ洪謨を弘め古今を變通し斷じて之を行ふ責朕が躬に在り將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開き以て朕が初志を成さんとす今在廷臣僚に命じ假すに時日を以てし經畫の責に當らしむ其組織權限に至つては朕親から衷を載し時に及んで公布する所有んとす

朕惟ふに人心進むに偏して時會速あるを競ふ深言相動かし意に大計を遺る是れ宜く今に及んで謨訓を明徴し以て朝野臣民に公示すべし若し仍ほ故さらに躁急を争ひ事變を煽し國安を害する者あらば處するに國典を以てすべし特々茲々言明し爾有衆に諭す

竊かに聞く此歳の季夏より秋に懸け我が 皇上に正に奥羽地方御巡幸中にて御在けるが御留守の輦下あては彼の有名なる開拓使官有物拂下の一件深く天下の人心を觸撥して盛んに國會開設の急を叫は

しめたるも大隈重信氏が有栖川左大臣の宮と俱に蹕に扈して外に在りたる間私かに 皇上に奏して明治十六年を期し國會開設の議を上りたるとの兩つの者能く 皇上をして此の空前絶後の大詔を汗發し玉ふの英斷を喚び起さしめ奉りしかりと然をも吾人の敢て其然るを信せざるあり何となれば此の大詔と主として 皇上が明治元年戊辰の五事の御誓文に照應して其御初志を保たせ玉ふ御事を窺ひ奉る外ならざるものあればあり是より先き國會期成同盟會の志士の其合議書の旨に従ふて此歳十月一日を期して東京に參會したりけるが會々此大詔の下るに遇ひけれを今の國會期成も亦無用に属せり此れより更に復た一層を進むの計を爲さる可からざるなりと議し十月中旬旬遂に其議を決し茲に自由黨を組織し左の盟約三章を立たり

第一章 吾黨の自由を擴充し權利を保全し幸福を増進し社會の改

良を圖る可し

第二章 吾黨は善美なる立憲政體を確立するとお盡力す可し

第三章 吾黨の日本國に於て吾黨と主義を共にし目的を同くする者ど一致協合して以て吾黨の目的を達す可し

自由黨は右の盟約を立て一體を組織せしが次で十一月に及び板垣退助氏を推して総理と爲し中嶋信行氏を副総理と爲し而て其常議員に馬場辰猪末廣重恭大井憲太郎竹内綱大石正巳林和一北田正董の七氏有り幹事に林包明山際七司内藤魯一柏田盛文等の五氏有り初め板垣氏の大阪を経て東京に來り將に北越の地方に遊ばんとして暫く東都の動靜を察しられけるが時恰も北海道官有物拂下を非とするの議論囂々として鼎沸し人心の皆を狂するが如く醉るが如くなりしに某氏有り竊かに人をして板垣氏に就き今日世上一般北海道官有物拂

下の一事を非とし斯く痛撃攻論して勢ひ朝野を震動せしむるに至る者は實に大隈參議朝よ在て此拂下不可説を主張し且つ其力政府をして新聞條例集會條例の檢束の威を暫く此間お緩べしめたるの功に由らずんば非す若し大隈氏にして在る微つせば此官有物拂下を奈何せん今や天下の望の隈氏に属したるが如し左れば君にも此機に乗じ留つて大隈氏の援と爲り共に盡力する所有りては如何んどの意を諷しけるお板垣氏には之お答へて「箇様の事と今日の政體にては珍らしからぬ事と存じ候へば強がち此機に乗じて政府の失を鳴らすにも及ぶ間敷と存じ候殊に最初より東北地方漫遊の志にて出京致したる事にて候へば迎も御加勢を爲すの暇も無之と存候」とて更に頓着無くして衣を振ふて起て東北お遊ばれたるは流石に氏が志の公明にして且つ度の遠大なるを見るに足るべき者ありしが竟お此に至つて自由黨

の總理とは爲れり自由黨に先後して起りたるを日本立憲政黨とす同黨の近畿有志の組織する所にして一たびと近畿自由黨と稱せし者あり其組織大意書を左に掲げん

一我黨の明治元年三月五條の御誓を奉體し明治八年四月詔書國家立憲の政體を立て汝衆庶と俱に其慶に頼んと欲す其れ能く朕が旨を體して翼賛する所われとの宸旨を對揚し奉り以て 皇室の尊榮光寵を増し國人の權利福祉を進むるを以て志とす

一斯志を同ふする者を我立憲政黨とす

斯く自由黨及び立憲政黨が天下に先だつて其黨旗を掲げて起りたるより明治十五年に至つてハ東京及び各地方に於て之に次で政黨を起したる者其數を知らず就中高知の海南自由黨越中の自治黨但馬の自由黨三河の三陽自由黨淡路の淡路自由黨東京の青年自由黨愛知の愛

知自由黨滋賀の大津自由黨石見の石陽自由黨越後の新潟頸城三郡自由黨静岡の岳南自由黨神奈川の貫融社静岡の先愛會和歌山の木國同友會等は皆自由黨と其主義目的を同ふして起りたる者にて其黨員の數も亦無慮數千萬人の多きに上れり而して自由黨と其大體の主義を同ふして稍々老成の目的を懐ける者を立憲改進黨とす該黨は彼の大隈重信氏之が總理とあつて組織する所にして其約束は左の如し

第一章

我黨は名けて立憲改進黨と稱す

第二章

我黨と帝國の臣民にして左の冀望を有する者を以て之を團結す

- 一 王室の尊榮を保ち人民の幸福を全ふする事
- 二 内治の改良を主とし國權の擴張に及ばず事

- 三 中央干渉の政略を省き地方自治の基礎を建る事
- 四 社會進歩の度に隨ひ撰擧權を伸濶する事
- 五 外國に對し勉めて政略上の交渉を薄くし通商の關係を厚くする事

六 貨幣の制は硬貨の主義を持する事

而して兵庫縣の立憲改進黨山梨縣の峽中改進黨大分縣の大分立憲改進黨石川縣の石川縣立憲真正黨茨城縣の茨城水戸改進黨其の他若越改進黨福井縣知憲會等は皆な是が附庸たり右立憲改進黨ハ明治十五年の四月に結黨せられしものにして其三月にハ九州改進黨の團結あり此黨ハ鹿兒嶋熊本佐賀福岡大分の五縣の有志の組織する者にして當分首領を置ず只幹事を設けて其全體の事務を管理せしめしなり併しながら其主義目的に至つて固より自由改進黨を執れる者なると言ふ

までも無し斯く我が自由改進黨主義の志士は四方一時に勃興し相競ふて政黨を團結し各々進んで其目的の邊に向つて運動を始めたりしハ山を撼かし海をも傾むべき景狀にて其勢ハ當り難くぞ見へにけり而して凡そ天下事物の勢ある之を一方に偏すると死ハ必らず其反動力を生ずる者ありして今や此自由改進黨の二黨に反對し正面より立て之に抗せんとして組織せられたる政黨を立憲帝政黨と爲す該黨は福地源一郎丸山作樂水野寅次郎三氏の首として起せし所にして世に之を三人黨と稱す其黨議綱領ある者あり曰く

第一條 國會開設ハ明治二十三年を期すると 聖勅に明かなり我黨之を遵奉して敢て其伸縮遲速を議せず

第二條 憲法ハ聖天子の親裁に出ると 聖勅に明かなり我黨之を遵奉して敢て欽定憲法の則に違はず

第三條 我皇國の主權ハ聖天子の獨り總攬し給ふ所たると勿論なり而して其施用に至つてハ憲法の制に依る

第四條 國會議院と兩局の設立を要す

第五條 代議人選舉と其分限資格を定るを要す

第六條 國會議院は國內よ布く法律を議決するの權有るを要す

第七條 聖天子は國會議院の決議を制可し若くは制可せざるの大權を有し給ぬ

第八條 陸海軍人をして政治に干渉せしめざるを要す

第九條 司法官と法律制度の整頓するに従ふて之を獨立せしむるを要す

第十條 國安及び秩序に妨害無き集會言論ハ公衆の自由なり演說新聞著書ハ其法律の範圍内に於て之を自由からしむるを要す

第十一條 理財ハ漸次に現今の紙幣を變じ交換紙幣と爲るを要す
 聞く此の綱領は東京日日新聞社長福地源一郎氏の起草に係るとも云ひ又參事院議官某の手に成るとも云ふ且つ此綱領たる始め内閣大臣參議よ呈し内閣の主義は之と異同有りや否やを問ひ内閣も亦之と同一主義なることを答へられしに依り意に決定せしものなりと故に東京日日新聞ハ其三千八十二號に於て内閣諸公も固く立憲帝政黨の主義を執り動かざる趣を記載し今日の内閣は未だ顯に政黨内閣の標題を掲げずと雖も既に立憲帝政黨の内閣あり立憲帝政黨は今日の政局に當るの政黨なり云々と陳し以て立憲帝政黨は實に是れ純然たる官權黨の族職を酬へしたるの廣告を揭示したりけり此他熊本の紫溟會丹後の官津漸進黨備前の岡山中正會東京の立憲中正黨扶桑立憲帝政黨有りしが皆な是れ同じき官權黨にして其内組織の稍々鞏固を見るべ

きは紫漢會に若くのちし該會は先きは元老院議員たりし安場保和及び古莊嘉門等諸氏の盡力計畫せしものゝて會員白木爲直佐々友房の兩氏の如きは反對黨ながらも輕んずべからざる實力を具へし人々なり然れども之を以て自由改進黨の大政黨に當らんことを願ち企て及ぶべき所にのちらざるあり語に曰く君子道長し小人道消すと夫れ公黨の勢力斯に張れば私黨僞朋の勢力の必らず彼に盛らざるを得ず即ち我が自由改進黨の勃々として相觸起する此の如く其れ盛んあるの皆な彼れ一二勳伐少數者の權を殺ぎ私黨僞朋の勢を抑へ而して帝國臣民の一致の力を發せしむる者あれば吾輩奚んぞ天下無數の志士が遂に斯く大ひに是の政黨を組織するに至りたるの捷を賀せざらんや然れども亦語に曰く百里に行く者は九十里を以て半ばと爲すと吾輩は當時是等政黨志士の爲め竊かに規する所の者無からざりき曰く

自由改進黨の當に然く勉むべきの務は前途尙ほ甚だ遠し豈亦日小始め有らざるを無し克く終り有ると解し矣の戒を三復して終に我政黨をして能く日本帝國を扶持するの乾柱坤維となり以て彼の歐米の各政黨と相對立並峙するの盛んなるを致さしむるを期せざる可けんやと

○第六章 志士の境遇

吁嗟公黨を組織して我邦現時の社會に立つと何ぞ其れ困難なるの甚しきや夫れ我黨は天下公衆をして其最大幸福を得せしめんが爲に財產性命すらも且つ之を顧慮する者に非ず何ぞ况や百難千苦をや百難千苦の我黨の進路に於て必ず之有るを免がれざる所にして我黨は則ち之有るを以て殆んど其平常の境遇ありと覺悟したり然りと雖も今や我黨と困難の殊に常ならざる時期に撞着し勢遂に従前の如く公黨

を結成して社會に立つとは反て我黨の目的を誤らんとするの患害を生じ來りしを奈何せんや

抑も我黨の天下公衆も與ふ天下公衆の利益を圖らんとする者あり故に我黨の必要上成るべく衆多の人民を結合して最衆最大の黨派を造らざるを得ず是を以て我黨の數年間の鞠躬盡力を以てして主義相合し目的相同じき有志者の漸やく各地に増殖し黨勢の漸く伸張するの好結果を得たり此の如くにして愈々進んで已まざれば我黨派之遂に彼の歐洲政黨にも敢て一步を譲らざるの地歩を占め其我邦を益するの事も亦甚だ大なるべきに各種の事情の此圓滑の進路に利ならざる者あるは豈遺憾ならずや夫れ我黨派は甚だ衆大なるが故に善く之を統治せんとすれば必ず地方部局あるものを置て各其一地方の黨務を整頓せざるを得ず孫子の所謂ゆる衆を治むる猶ほ少を治むるが如し

分數是なりとい他なし之を言ふあり然るに集會條例の出で、より總て政黨が分社分局を地方に置くことを許るされず之が爲め我黨が困難を感ずるとい決して僅少に非ざるあり我黨務に幹たる者の勉めて聲息を各地に通じ黨派全體の事をして肅然一律の下に出でしめんと要し各地黨員も亦密かみ黨首黨幹の意向考案を知り以て自ら務むる所あらんと欲すれども都鄙路遠く信書意を尽さず情意の往々齟齬すると無き能はず且つや夥多の黨員中合同一致の働きを爲すを勉めずして動もすれを箇々分離の方向に傾かんとする者に至て之が爲に益々自儘に計を爲し事を企て恰も駿馬の羈あくして奔逸するが如く其勢殆んど復拘束すべからず請ふ彼の軍旅を見よ分隊を集て小隊を組織し小隊を集めて大隊を組織し數大隊を以て聯隊を成し數聯隊を以て旅團を成す而して其根本の號令は一に旅團長より出ると雖も之を

分司舉行して進退開閉聚散等の方機能く其意の如くおらしめ整然として紊れざる所以のもの、部將各其職務を盡し聲息の全體に貫通するを得るが爲なり有形的組織の一大政黨を治むるの理何ぞ亦之に異ならんや然るも集會條例は行はれてより分社分局を地方に置くことを得ずして我が黨派は實に彼の一旅團が唯其大將ありて各部將おらざるも一般の有様を生じ相乱れて殆んど復た拘束すべからざるに至るが我黨之を憂へざるに非ず唯統治の術なきを悲むのみ是我黨が困難なるの一也

集會條例の旨に分社分局を禁じたるのみならず又集會の自由を制限する所なきに非ず凡そ公同の事業を圖るに集會の便宜に由らざる可からず而して我黨は天下の大事の爲に天下の衆と結合せざる可からずして其事や公同も最も大且つ重なるものなり従ふて集會の自由

を要すると亦最も甚しと爲す然るに若し集會の自由をして有らざらしめんか縦ひ幾千万の志士ありと雖も相會して意底を吐露し謀議の宜しきを定めて聲浪の撃動を爲すと能はず其弊や遂に合同の事を棄て、軍獨の爲を試み公會の明議を避て私會の密議に就くに至るの然ありと思惟せざるを得ず而して單獨の爲秘密の議は過激の根本にして危険の伏藏する所なるとは古今各國の經驗に於て甚だ明かありとす抑も彼の集會の自由を制限せらるゝは蓋し必ず已むべからざるの事情あるに出でたるべきも而も之が爲に我邦有志の間に生じたる結果如何と顧るに殆んど亦前陳の形勢に近きものあるを免かれず我黨の固より之を憂へざるには非ずと雖も之を促かして合同の事を爲さしめ之を導きて明議に就かしめんとすれば自ら亦集會制限の爲に頗ぶる自由ならざるの感ありて能く其功を奏するの見込なきを奈

何せん是我黨が困難なるの二也

集會條例及び新聞條例に由て言論の自由を制限せられたるとも亦固より世の必要上に起りしとなるべし而して其結果や必ずしも前陳の獎害に譲らざるもの有るゝ似たり蓋し言論の自由なるに於てと天下の民一人として其思想を新聞に演説に著書に吐露し得ざるのと亦最も固陋守舊の思想より最も鋭敏自由の思想に至るまで公然として世人の視聽に觸るゝ所とあり愚者は則ち因て以て其意見の正否を智者に質すを得先學者の則ち因て以て後進を誘導して之を正路に就かしむるを得べし然るに今や言論の極めて自由ありと言ふに非ず遂に人をして其言論を發するの不便を感せしむるを免かれ之が爲に愚者も亦く智者もなく先進及び後進を論せず常に成るべく政治上に關して口舌を開くを慎み其方已むを得ずして一場の演説を試み一

篇の論文を草するや戰々競々として薄氷を踏み深淵に臨むの思を爲し口縫り手縮み其胸腹に貯藏するの百分の一だも盡すと能はず是を以て愚者は十分に其意見の正否を智者に質すを得ず先進者之十分に後進者を誘導するを得ず遂に愚者も後進者之をして其愚蒙淺薄の意見を以て誤て自ら完全ありと信じ敢て之に因て臆斷妄行して顧みる所あらずらんとするに至る且つ夫れ治者と被治者の言路に因て互に其情意を通ずるものなり情通せれば意則ち和し意和すれば國則ち治まると然るに言論の未だ全く自由あらざるを以て言路從て幾分の阻礙を覺ゆるあり赤心を新聞紙上に吐露して廟堂有志に注意を促さんか法律の範圍内に於て之を爲すは殊に至難ありと爲す志士相合して献芹の微意を致さんと要せんか其集りて之を議するに當り或は解散を命ぜらるゝの不幸あらん是を以て上下隔絶し官民情を通せずと云ふが

如きの景況或は今後に生ずるの恐れなきに非ざるあり我黨固より之を憂へざるに非ず然れども此弊害を救はんとすれば亦自ら言論を發するの甚だ難を感ずるを奈何せん是我黨が困難なるの三也

夫れ自由の性質動もすれば分離も傾くに在ると先哲の既に詳言する所にして吾人の古今歴史上に於て其理の眞あるを証明する所なり而して我邦は封建の時世を距りて未だ遠からず故に彼の封建治下に於て唯だ命令の下にのみ管策せられ苟も命令の二字を除くの外之士民皆分離單獨に安んずるの遺風を存じ公同の事業に至て之其甚だ拙なるを免かれざるなり斯く我邦人の封建分離の遺風未だ全く去らずして更に自由分離の新原素を加へたり去れば此二原因の之を以てするも彼の箇々分離の弊は容易も免かる可からざるに前述三件又傍らより之に向て勢力を加ふるあり如何ぞ其れ各種分離の弊害を生せ

ざらんや吁嗟斯くの如き世狀の下に於て無數熱心の志士を統轄して公同事業の途に就き肅然として毫も紊乱せざる如きの如何なる神力ある者と雖も豈其れ得べけんや是を以て我黨の茲に我が自由黨の組織を解け以て他日世運の愈よ進歩して公同の資格に富み一律の下に於て一大運動を爲し得るの時機を俟たんとす然りと雖も我黨何ぞ自由主義の貫行に怠るものならんや所謂る尺蠖の屈するは伸んと欲するが故のみ我黨の人士よ倦怠する勿れ屈撓する勿れ勉めて有爲の氣力を養ひ公同事業を遂るに資格を造り以て他日の隆運を期すべきありと這は是れ明治十七年十月廿九日自由黨自身が大ひに既往將來の事に感ずる所有り天下に向つて解黨を告白せられし所の文字なり嗚呼自由黨は是を以て遂に自かゝ解體せざるべからざりしか當時一派の論者あり之が説を爲して曰く這は只彼れ黨員か粗暴激烈の舉動有

りて世と相容れざるもの有しに由るの今其要領の二三を掲んに第一彼れ粗暴激烈の徒が議論の要領とする所を聞くに曰く是れ天賦の權利なり是れ平等の自由なり政府の干渉の全く廢止せざれば最大幸福を得べからず政府は我々の權利自由を保護するに止まりて社會の福利を増加せんとする所爲の如きは其適當なる職掌に非るなりと此の如き空理空論を主張して歴史上の關係を度外お置き風土人情の如何を不問に付して徒らに想像なる政治社會を論せしが故あり第二と彼等は皆な其言談を激烈にし其舉動を規暴にし痛く普通撰擧の施行せざるべからざるを説き痛く財産平均の當然なるを論じ以て下等社會に在る者を煽動して其耳目を政治上に注射せしめ之が聲援に依て自から勢力を得んとして虎狼の如くに世お畏れしめ蛇蝎の如くに人に惡まし先たるが故なり第三の來だ結合の堅固ならざる未だ秩序の

弊顧せざる三々伍々の徒黨を以て堂々たる政府を正而より攻撃し已れ代つて之に據んとし反つて其が邀へ撃つに違ひ因て自から四分五裂して奔竄し或人の曾て評したる數ヶ年成崩れ國事犯を爲すと云ふの語をして其讖を爲さしめ遂に世の老成人をして羨に懲て寵を吹く眞正ある自由民權を目して有害物視せしむるに至らしめしが故ありト所謂る一派の論者が自由黨の解散せし因由として論説する所の趣旨概ね右の如し然れども此の如きハ一步譲りて論ずるも僻説としか論ずべきの言なれば吾人と敢て之と争ふことを快しとせざるなり併しおがら一言世人の爲めに辨じ置かざるべからざるものと若し自由黨の解散が粗暴激烈なるに因由せりとせば其最も自から着實を以て任じ彼の一派の論黨すらも之を謹直なりと許したる改進黨ハ何の因由有つて互ひに分色或ひは解散し或ひハ孤立したるかど云ふの問題

是なり世人若し此問題の點を吟味せば其自由黨の解黨せし因由の猶ほ他に在る有るを見出すならん則ち其因由とは蓋し所謂る氣運の後れたるが有るのみ興論の力ら無きが有るのみ若し當時氣運にして先きに進み興論にして力量を備へたりしならば決して自由黨の自ら解黨せざりしあり故に自由黨の亦自から言を立て、曰く尺蠖の屈するは其伸んことを欲するが故のみ我黨の人士よ倦怠する勿れ屈撓する勿れ勉めて有爲の氣力を養ひ公同事業を遂るの資格を造り以て他日の隆運を期すべきなりト自由黨の此言を誓ひて解散せしより爾來四周星氣運の年々に歩を進め興論の歳々力を加へ今や其勢力の熾盛なる其熱度の猛烈なると譬ふるに釜中れ水の火氣加はり極つて熱沸昇騰殆んど外に向つて迸奔翻飛せんとする者の如くあり是よ於てか此間所在に雌伏して有爲の氣力を養ひ以て竊かに氣運の變遷興論の

向背を窺ひ居たる舊の自由黨の壯士は言ふも更らあり全國各府縣郡の壯士は皆奮然として崛起し相謂つて曰く嗚呼時ある哉時勢ある哉勢之を徒過して再び到來すべからざるありと争つて氣運の下に集まり興論の前に會し協心戮力彼の沸騰の熱湯を將て鍛て千萬馬力の蒸氣と爲し之を使ひ之を用ひ以て我が康樂の境土を拓け我が自由の安宅を築くの一大器械を製造せんと欲するに至る吾人は是に至つて自由黨が最後に期する所の言旨の空しからざるを喜ぶあり何となれば今日此の氣運に集り興論に會するの壯士の皆是れ年來窮地に居り厄境に處し細さに世の辛苦を嘗め飽まで時の艱難を冒し經歷老練其所謂る公同事業を遂るの資格に富みたるの人々なればなり果して然らむ今日れ時の亦其所謂る公同事業を遂げ得らるべき隆運の時なるべしと曰く吾人請ふ之を後著壯士責任論に於て論明せん乃ち此に

明治の壯士の運動實歴史を論述すると右の如し

明治社會壯士の運動畢

明治二十一年三月廿二日 印刷
同年三月廿四日 出版
同年四月十日 發行

版權登錄

著作兼
發行者

東京府平民
内村 義城
大阪東區内久寶寺町二丁目
二十二番地

印刷者


大阪府平民
瀬戸 清治 郎
西區江ノ子嶋上町壹番地

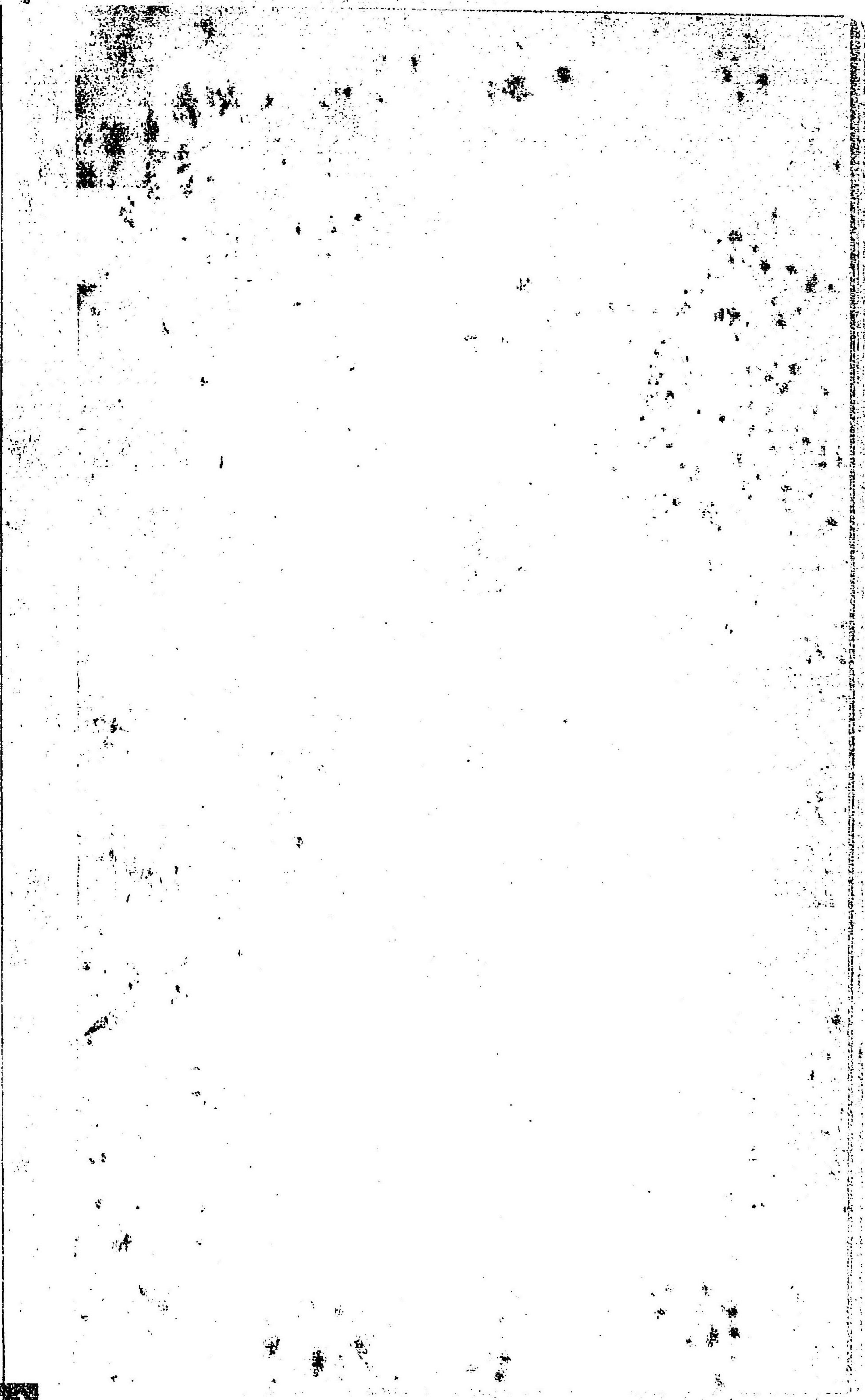
發賣者

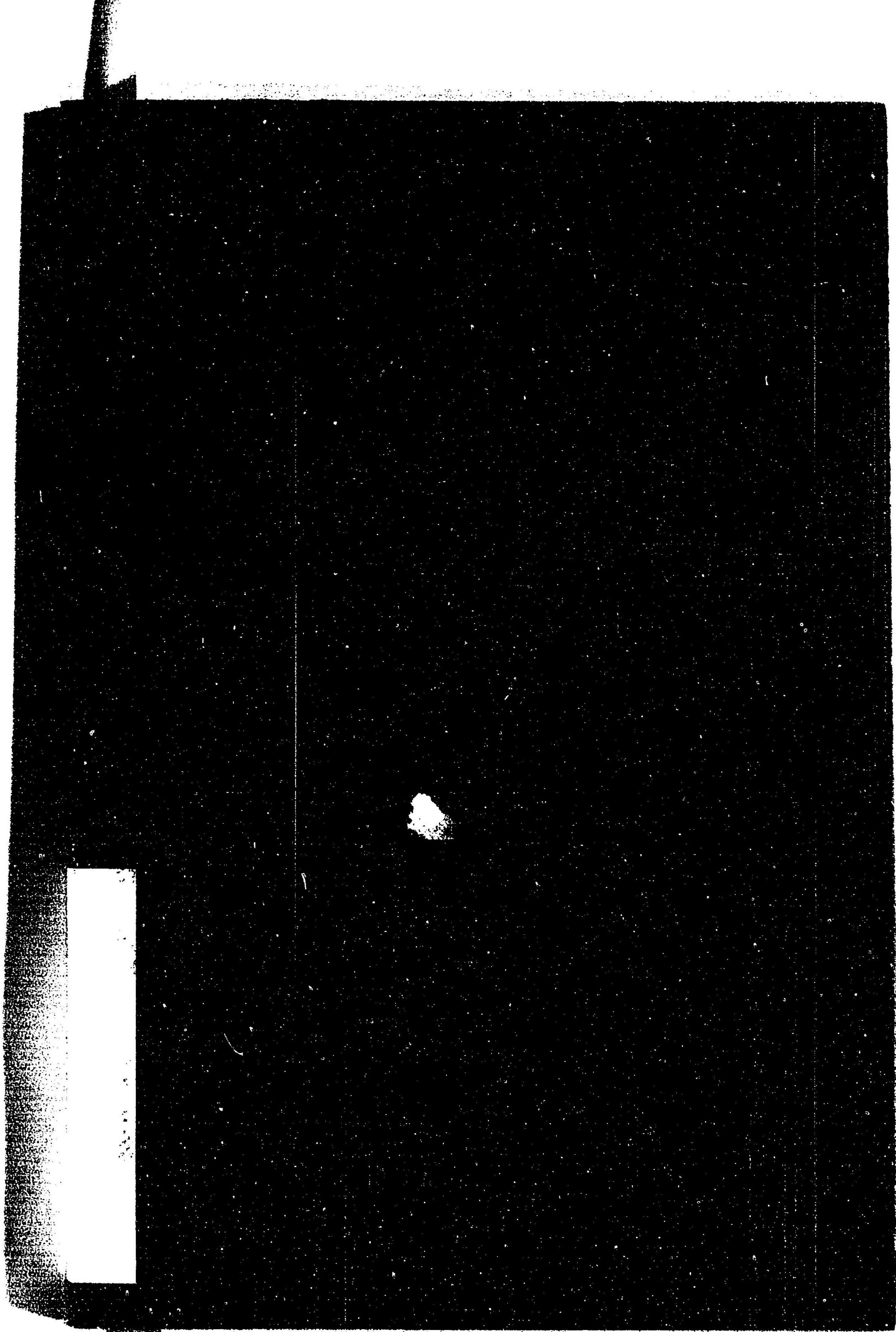
小野市兵衛支店

賣捌者

田中 太右衛門







特 26

776

明治
社会 壮士の運動

国立国会図書館

039716-000-3

特26-776

明治社会壮士の運動

内村 義城/著

M21.4

BDA-0307

